

# 宏智正覚の嗣法門人について

佐藤秀孝

## はじめに

宏智正覚（宏智禪師、隰州古仏、一〇九一—一二五七）といえは北宋末期から南宋初期にかけて活動し、默照禪を唱導した曹洞禪者として名高い。隰州（山西省）の出身であつた正覚は、北宋末期の動乱期に江南に南下し、やがて明州（浙江省）慶元府鄞県東六〇里の天童山景德禪寺に住持して多大な化導を敷き、楊岐派（大慧派祖）の大慧宗杲（妙喜、仏日禪師、普覚禪師、一〇八九—一一六三）とともに南宋初期の江南禪林に大きな影響を及ぼしている。正覚の活動に関してはすでに石井修道『宋代禅宗史の研究』（大東出版社刊）の「第四章、宏智正覚と默照禪の確立」に詳しいが、正覚が天童山を中心に曹洞黙照の宗風を拳吹すると、その化導を慕つて多くの参学の徒が会下に参集しており、嗣法門人もかなりの数に及んだものらしい。『兩浙金石志』巻九「宏智禪師妙光塔銘」や正統蔵經本『宏智禪師広録』巻九付載の「塔銘有序」によれば、

度弟子二百八十人。嗣法者、嗣宗・法智・世釗・道琳・法潤・信悟・法為・慧暉・了默・師秀・行從・宗栄・法聽・清萃・正光・集成・道圓・法濟・明慧・中翼・法恭・子靈・師儼・師全・覺照・法海、皆於諸方坐大道場。若其分化幽遠、晦迹林泉、則又未易悉紀也。（中略）撰化四海、每三人天、學者爭趁曹洞闕、示以自己空劫前、得無所得、非言伝。弟子所至闔法筵、無尽之燈、耀大千。

と記されており、正覚が生涯に剃度（出家得度）した小師（弟子）の数は実に二八〇人に達したとされ、さらに法統を嗣続した門人として具体的に二六人の僧名（法諱）が載せられている。参知政事の周葵（字は立義、一〇九八—一一七四）が紹興二八年（一一五八）二月に「宏智禪師妙光塔銘」を撰した時点において、正覚に嗣承香を炷いて諸方の大道場に開堂出世し

て法門を攀揚していた高弟が二六人あったことが判明する。しかも、そのほかにも法を嗣ぎながら消息を絶つて諸地に隠遁していた門人がかなりの数に及んだらしいことを伝えており、また「宏智禪師妙光塔銘」の撰述後に開堂出世して正覚に嗣承香を炷いた法嗣も存したであろうから、正覚の弟子は至るところに開演の地を得て活躍していたものと解してよいであろう。

この点、「天童寺志」巻八「表胎攷」には状元の張孝祥（千湖居士）が撰した「宏智禪師銘碑後跋」が載せられているが、そこにも弟子たちの消息について、

宏智禪師既入滅度、其弟子各以其所得、散而之四方。余之所見、慕南独卷卷、不忍捨其塔廟以去。庶乎築室三年者、今又触熱走三衢、求文于超然居士、將刻石記末句。非信道之篤有是哉。紹興戊寅十月、張孝祥書。

と記されているから、紹興二八年（一一五八）一〇月の記録として高弟の多くが天童山の正覚の塔廟すなわち東谷庵妙光塔を離れ、それぞれ四方に赴いて各地で活躍していた状況が窺われる。当時、三衢（浙江省）の地にあった安定郡王の趙令衿（超然居士、？一一五八）が記した文とは、紹興二八年四月に彼が亡き正覚のために撰した「勅諭宏智禪師後録序」のことである。

これに対して、禅宗燈史としては南宋中期に雲門宗の雷庵正受（虚中、一一四六—一一〇八）が編集した『嘉泰普燈録』巻二二に「天童宏智正覚禪師法嗣十四人 八人見録」として、

慶元府雪竇庵嗣宗禪師・常州善權法智禪師・随州大洪法為禪師・真州長蘆琳禪師・臨安府淨慈自得慧暉禪師・慶元府瑞岩石窓法恭禪師・襄陽府石門清凉法真禪師・慶元府光孝了堂思徹禪師・慶元府広憲法聰禪師・衢州烏巨光禪師・慶元府保福悟禪師・慶元府雪竇慧禪師・劍州鳳凰世釗禪師・紹興府能仁理禪師、已上機語未見。

とあり、八人の法嗣については章を立てて見録し、ほかに六人の法嗣について機語未見として名のみを挙げている。さらに南宋末期に臨濟宗松源派の雪蓬慧明によって編集された『五燈会元』巻一四には「天童覚禪師法嗣」として、

雪竇嗣宗禪師・善權法智禪師・淨慈慧暉禪師・瑞巖法恭禪師・石門法真禪師・光孝思徹禪師・大洪法為禪師・長蘆琳禪師。

と八人の法嗣を見録している。明初に松源派の円極居頂（円庵、？一四〇四）によって編纂された『統伝燈録』巻二四の目録においても「天童覚禪師法嗣十四人」として、

雪竇嗣宗禪師・善權法智禪師・淨慈慧暉禪師・瑞岩法恭禪師・石門法真禪師・光孝思徹禪師・大洪法為禪師・長蘆琳禪師 已上八人  
見録・広慧法驗禪師・鳳凰世釗禪師・烏巨光禪師・宝福悟禪師・能仁理禪師・雪竇綏禪師 已上六人無録。

とあり、やはり見録の八人と無録の六人を伝えている。しかし、『五燈会元』『続伝燈録』の記載内容は、『嘉泰普燈録』の範疇を出ず、しかも『嘉泰普燈録』より若干ながら簡略にまとめられている。

一方、南宋末期にまとめられて京都の慧日山東福寺に所蔵されている『仏祖宗派総図』には、『明州天童宏智正覚 隰州李氏』の法嗣として、

随州大洪法為 台州鮑氏 劍州鳳凰世釗 本州人 襄州石門查梨真 劍州人 真州長蘆琳禾上 明州雪豆闍菴嗣宗 徽州陳氏 常州善權法智 陝府栢氏 衢州烏巨光禾上 杭州淨慈自得慧暉 越州張氏 明州瑞岩石廳法恭 本州林氏 明州広慧法聰 本州林氏 明州保福悟禾上 越州能仁理禾上 明州広孝思徹禾上。

と「明州雪竇綏禪師」を除く一三人の名が挙げられ、しかも八人の禪者についてはその出身地と俗姓が付されている。このように南宋末から明初にかけて編集された禅宗燈史や宗派図においては、正覚の高弟はわずか一四人ないし八人の法嗣の消息が知られるのみで、これが宏智門下を代表する法嗣として定着している。「宏智禪師妙光塔銘」に載る二六人の法嗣で禅宗燈史に符合するのは一二人であり、他の一四人については何ら伝えられていない。このほか元代中期に臨済宗松源派の古林清茂（金剛幢・扶宗普覚仏性禪師、一二六一—一三一九）が編集した『続集宗門統要』巻二では「天童覚嗣法三人」として、

杭州淨慈慧暉禪師・明州雪竇嗣宗禪師・明州瑞巖法恭禪師 已上不列章次。

とあり、不章列次で無録ではあるが、正覚の門下を代表する高弟として自得慧暉（一〇九七—一一八三）と闍庵嗣宗（宗白頭、一〇八五—一一五三）と石窓法恭（一一〇二—一一八一）という三人の名のみが挙げられている。

ところが、後代の明末清初に編集された禅宗燈史に至ると、「宏智禪師妙光塔銘」を閲覽して正覚の法嗣を整理することができたため、『祖燈大統』巻六三の目録には「天童覚嗣」として、

雪竇嗣宗 善權法智 淨慈慧暉 瑞巖法恭 石門法真 光孝思徹 大洪法為 長蘆道琳 広慧法聰 烏巨正光 鳳凰世釗 宝福信悟 能仁理 師秀 雪竇清萃 法潤 了默 宗榮 行從 集成 道円 明慧 法済 中真 子豊 師全 師儼 覚照 法海。

とあり、実に二九人の法嗣の名が挙げられており、巻六三には見録者の八人についてそれぞれ「寧波府雪竇閻庵嗣宗禪師」「常州府国山善権法智禪師」「杭州府浄慈自得慧暉禪師」「寧波府瑞巖石窓法恭禪師」「襄陽府石門清凉法真禪師」「寧波府光孝了堂思徹禪師」「徳安府随州大洪法為禪師」「揚州府儀真長蘆道琳禪師」として章が存しており、活動地がすべて明清代の表記に改められている。この点は『五燈全書』巻三〇の目録においても、

雪竇嗣宗禪師・善権法智禪師・浄慈慧暉禪師・瑞巖法恭禪師・清凉法真禪師・光孝思徹禪師・大洪法為禪師・長蘆道琳禪師・鳳凰世劍禪師。以下不列章次。烏巨正光禪師・宝福信悟禪師・広慧法聡禪師・雪竇清萃禪師・能仁理禪師・師秀禪師・法潤禪師。了默禪師・従行禪師・宗栄禪師・集成禪師・道円禪師・法濟禪師・明慧禪師・中真禪師・子曇禪師・師儼禪師・師全禪師・覚照禪師・法海禪師。

とあって、やはり全員で二九人の法嗣の名が挙げられ、八人について「明州雪竇閻庵嗣宗禪師」「常州善権法智禪師」「杭州浄慈自得慧暉禪師」「明州瑞巖石窓法恭禪師」「襄州石門清凉法真禪師」「明州光孝了堂思徹禪師」「随州大洪法為禪師」「真州長蘆道琳禪師」として章が存している。ただし、『祖燈大統』や『五燈全書』では機語未見で無録の法嗣に関しては、保福悟が宝福信悟に改まり、雪竇樛が雪竇清萃に改まっているほかは、師秀より法海までは単に「宏智禪師妙光塔銘」を受けて名を挙げるのみで住持地などは記されていない。

一方、日本側に残る史料としては、京都東福寺開山の円爾（辨円、聖一国師、一一〇二—一一八〇）が将来した東福寺所蔵『宗派図』に「天童覚」の法嗣として、

翠岩宗・中岩済・石窓恭・自得暉。

という四人の名が挙げられている。これは人数こそ少ないながら、円爾が入宋した当時の宏智門下に対する評価として注目され、嗣宗・法恭・慧暉の三禅者はともかくとして、とくに「中岩済」の存在などは他に見られない記事だけに貴重である。

さらに室町期に臨済宗夢窓派の古篆周印が編集した『仏祖宗派図』には「天童宏智正覚」の法嗣として、

雪竇閻庵嗣宗・善権法智・浄慈自得慧暉・長蘆琳・大洪法為・光孝了堂思徹・石門法真・瑞岩石窓法恭。

とあって八人の名が挙げられているが、これは中国の禅宗燈史に載る見録者と同一である。また江戸初期の『正誤宗派図』一では「天童宏智正覚」の法嗣として、

淨慈自得慧暉・常州善權法智・瑞岩石窓法恭・明州雪竇闍菴嗣宗・石門清涼法真・慶元府広憲法聰・光孝了堂思徹・隨州大洪法為・真州長蘆琳・衢州烏巨光・慶元府保福悟・雪竇隱・劍州鳳凰世釗・能仁理。

として一四人の名が挙げられているが、これも禪宗燈史に載る無録者を含めた一四人と一致している。また享保五年（一七二〇）に和泉（大阪府）堺の仏在庵で仲敬慧慎が編纂した『伝燈歷世譜』下でも「明州天童正覚宏智」の法嗣として、

常州善權法智・明州雪竇闍菴嗣宗・慶元広憲法聰・劍州鳳凰世釗・紹興能仁理・慶元保福悟・慶元雪竇隱・衢州烏巨光・真州長蘆琳・隨州大洪法為・襄州石門法真・明州光孝了堂思徹・明州瑞巖石窓法恭・杭州淨慈自得慧暉。

という一四人の名を載せている。したがって日本で編纂された『仏祖宗派図』『正誤宗派図』『伝燈歷世譜』などの記載は、何れも中国の禪宗燈史に載せられた正覚の法嗣の名を受けるのみで、それ以上の新しい記載は存していないことになる。

以下、本稿では宏智門下を代表する高弟である闍菴嗣宗・自得慧暉・石窓法恭という三禪者については別に考察するものとし、そのほかの正覚の嗣法門人である二〇余名の禪者について、その足跡をできるだけ詳しく詳細に窺ってみることにしたい。なお、正覚の語録の引用は、大分県泉福寺所蔵の宋版『宏智禪師語録』六巻に依り、石井修道編輯『禪籍善本古注集成 宏智録 上』（名著普及会刊）に基づいて示したい。

### (1) 雪竇闍菴嗣宗（宗白頭、一〇八五—一一五三）

闍菴嗣宗については、すでに拙稿「雪竇山の闍菴嗣宗について」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第一五号）で考察しておいたので、ここでは再説しない。なお、別につきの法智の章にも関連記事が存している。ただ、嗣宗の法を嗣いだ高弟である徹庵道勤については、『正徳姑蘇志』巻二九「寺觀上」に、

法海寺、在洞庭東山。随真蘆將軍捨宅建。後梁乾化間、改名祇園。宋祥符五年、改今額。帰併寺一菴三。華嚴寺、在翠峯之楊家湾。梁天監二年、僧戒真建。蜆子和尚、嘗居之。積善菴、宋淳熙三年、僧道勤建。北寺菴。寿寧菴。

という記事が載せられている。蘇州（江蘇省）の太湖に浮かぶ洞庭の東山には法海寺が存したとされるが、その子庵である積善庵は淳熙三年（一一七六）に道勤によって創建された末庵であったことが明記されている。とすれば、道勤は泰州の広福寺のみでなく、蘇州洞庭の法海寺にも住持していたことになり、道勤の塔頭として積善寺がその後も維持されていたことになる。

(2) 善權法智

法智は「宏智禪師妙光塔銘」において嗣宗について「番目に名が存しており、宏智門下の長老格の禪者であったことが知られる。『嘉泰普燈錄』卷一三、常州善權法智禪師」の章には、その参学期の消息について、

常州善權法智禪師、陝府人、族栢氏。壯於西京聖果寺、祝髮、習華嚴。棄調南陽謹、次參洪峰智、踰十年無所証。後於宏智言下豁然。

とあり、『五燈会元』卷一四「常州善權法智禪師」の章でも、

常州善權法智禪師、陝府栢氏子。壯於西京聖果寺、祝髮、習華嚴。棄調南陽謹、次參大洪智、踰十年無所証。後於宏智言下豁然。

とあって、それ以降の燈史においてもほぼ同様に記されている。また『仏祖宗派總圖』にも「明州天童宏智正覺 隴州李氏」の法嗣として「常州善權法智 陝府栢氏」と名が載せられている。これらによれば、法智は陝府（河南省）の人で、俗姓は栢氏とされる。陝府は黄河の守護神として鑄造された大鉄牛で知られる地であり、古来「陝府鉄牛」の故事は禅の語録にもしばしば引かれるところである。

法智は壮年にして西京すなわち洛陽（河南省）の聖果寺において祝髮し、はじめ華嚴の教学を習得したもののようである。後にこれを棄てて禅門に歸して南陽（河南省）に到って南陽謹に謁したとされるが、南陽謹については如何なる嗣承の禪者であったのか定かでない。ついで洪峰智ないし大洪智に参じたとされるが、これは同一人であって、法智は随州（湖北省）の大洪山保寿禅院に到って住持の大洪善智に参じて曹洞宗旨を学んでいるが、一〇年を越えても証するところになかったとされる。善智は曹洞宗の大洪報恩（一〇五八—一一一一）の法嗣であり、投子義青（曹華嚴、一〇三二—一〇八三）の法孫に当たっている。報恩は大洪山開山第一祖であり、善智はその法を嗣いで大洪山の第五代住持となった曹洞禪者である。善智は政和八年（一一一八）九月一日に大洪山第四代の丹靈德淳（子淳とも、一〇六四—一一一七）の塔銘である「随州大洪山十方崇寧保寿禅院第四代住持淳禅師塔銘並序」を立石しており、その門には善智の法弟で『仏祖三経』の注釈をなした大洪守遂（浄嚴大師、一〇七二—一一四七）なども学んでいる。

後に法智は大洪山において正覺の言下に豁然と大悟したとされるが、「勅諭宏智禪師行業記」に、

麗住「大洪、師掌記室。宣和三年、遷首座。時金粟智・雪竇宗・保福悟・鳳山釗、皆參隨之。

とあるのがこれと符合しよう。すなわち、正覚は徳淳が大洪山の第四代住持となるや記室（書記）を勤め、さらに宣和三年（一一二二）には大洪山の第六代住持となった法兄の大洪慶預（慧照禪師、一〇七八—一四〇）の席下で首座を勤めているが、このときすでに金粟法智・雪竇嗣宗・保福信悟・鳳凰世釗がともに正覚に參隨していたとされ、法智の名が筆頭に記されている。したがって、法智は徳淳が大洪山の住持を退いて善智がその後席を継いだ頃に大洪山に到ったものと見られ、このときにほぼ同世代の正覚とも面識を持つてその器量に心服し、正覚が首座として慶預の席下で接化を補佐するや正覚のもとに參禅してその指導を受けていたものと推測される。「勅諭宏智禪師行業記」が法智を嗣宗より先に記すのは、法智が慶預の前住である善智の代にすでに大洪山に到っていたためであり、おそらく四門人の中ではこの人が最初に正覚に參じた因縁によるものであろう。

法智がこのとき首座の正覚と交した機縁の語句などは伝えられていないが、言下に大悟したとすれば、大洪山におけるできごとということにならう。この点、とりわけ『嘉泰普燈錄』巻九「慶元府天童宏智正覚禪師」の章には、

麗領「大洪、師掌記室。宣和三年、命首座。得法者已數人。

とあり、宣和三年に正覚が大洪山の首座となつたとき、すでに得法の者が数人いたとし、法智らがこのとき早くも印可嗣法を受けていたものと解している。

法智はその後も正覚に隨侍し、開堂出世した正覚を補佐していたものと見られ、『宏智禪師語錄』巻一「泗州大聖普照禪寺語錄」には、

拳智首座立僧上堂云、誰將活眼竊空劫、我道宗枝染浩春、頭角崢嶸藏不<sub>レ</sub>得、青原門下有<sub>二</sub>祥麟。

という上堂が収められている。これは正覚が泗州（安徽省）泗県西の大聖普照禪寺に開堂出世した後、法智を首座として立僧せしめた際になした上堂にほかならない。このとき正覚は空劫已前の宗旨を示し、法智を「青原門下に祥麟有り」と称えている。

さらに『宏智禪師語錄』巻六「明州天童山覚和尚偈頌」には、

送<sub>二</sub>智首座還<sub>一</sub>郷。

顛毛垂、雪墜、清貧、臥久風林夢、轉身。一境妙明遷就、父、六門虛応却来、人。涼秋月兔流魂、篋、湛水雲龍蛻骨陳。家法兒孫須力振、此行未可腐、寶實。

という偈頌が伝えられている。これは門下の首座であった法智が郷里の陝府に帰省するのに対し、正覚が饒別に書き与えた偈頌である。ただし、北宋末南宋初の動乱の中で正覚や法智がこのときいずれに在ったのが、また法智が果たして遥か中原の陝府にまで帰り得たのか否かなどは定かでない。

ところで、『嘉泰普燈錄』卷一三「常州善權法智禪師」の章には、「出住善權、次居金粟」とあり、『五燈会元』卷一四「常州善權法智禪師」の章でも「出居善權、次遷金粟」と記され、それ以降の燈史も同様に記されていることから、法智ははじめ常州（江蘇省）の善權寺に開堂出世したことが知られる。とりわけ、『祖燈大統』卷六三「常州府国山善權法智禪師」によれば、善權寺は常州の国山（善權山のこと）に存したことが判明する。しかも、『宏智禪師語録』卷三「明州天童山覚和尚語録」には、

善權智和尚下「法嗣書」上堂。僧問、記得僧問曹山、日未出時如何。山曰、曹山也曾恁麼来。未書、此意如何。師云、智不到处、難下名言。進云、卷「絲輪望遠山、隱隱、撥船頭、近古岸、依依。師云、到岸時作麼生。進云、帆船清風、棹穿明月。師云、又是隨波逐浪去也。進云、日出後如何。山云、猶較曹山半月程、又作麼生。師云、明白纔分生化路、箇中消息便成功。進云、兒孫得力、室内不知。師云、只如室内底人、如何親近。進云、虛明自照、不勞心力。師云、猶隔雲水在。進云、如何得十成去。師云、不守珍御、始得。師乃云、万里西来坐少林、燈燈相統至如今、泥牛鬪裏同歸海、玉線聯時妙契、未、墜綿綿吾祖緒、不忘「切切老婆心、風前一弄無弦曲、会有叢林人賞音。只如燈燈相統心心相印血脈不断处、作麼生行履。還體悉得麼。翡翠踏翻荷葉雨、鷺鷥衝破竹林煙。

という上堂が存している。この上堂は善權寺に開堂出世した法智が天童山の正覚に法嗣書を呈したのに対し、正覚がそれに因んでなしたものである。法嗣書とは師が弟子に与えるいわゆるの嗣書のことなのか、弟子が師に呈する法を嗣いだ旨を告げる書のことなのかは定かでないが、燈燈相統して心心相印する血脈に当たるものであることが窺われる。このとき正覚は「曹山日未出時」の古則を示し、曹洞宗旨に契つた室内底の人のありようや老婆心の維持などを語っている。

ところで、法智が開堂出世した常州の善權寺については、南宋末期に刊行された『咸淳毗陵志』卷二五「觀寺」の「寺院」の「宜興」に、

広教禅院、在善卷山。齊建元二年、以祝英臺故宅建。唐會昌中、廢。地為海陵鍾離簡之所得。至大和中、李司空頤、於此借榻肄業、後第二進士、咸通間、贖以私財重建、刻妻疏于石。崇寧中、傳待制樞家、以恩請為墳刹。宣和改為崇道觀。建炎元年、詔復為院。

とあり、また清の嘉慶二年（一七九七）に刊行された『重修宜興縣志』卷一〇付卷末の「古蹟志 寺觀」にも、

善權禅寺、在縣西南五十里善權山。齊建元二年、以祝英臺故宅建。唐會昌中、廢為海陵鍾離簡所得。咸通中、李司空頤、贖以私財重建正殿、廬州刺史張崇造、制作甚古、有大中十年歲次丙子秋七月除殿基造石匠勇言十九字、刻殿内右柱礎。上殿柱有雷書、又有偃柏。宋名広教禅院。崇寧中、傳待制樞、請為墳刹。宣和、改崇道觀。建炎元年、詔復為院。明改為善權寺、正統十年、僧道愷重建。（下略）

と記されている。これらによれば、法智の住持していた頃には善權寺は正式には善權山広教禅院と称し、常州宜興縣西南五〇里の善權山（善卷山）に存していたことが知られる。禅僧の入寺としては古く臨濟宗祖の臨濟義玄（慧照禅師？ 八六六）の法嗣に善權徹があり、また雲門宗の覺老了元（仏印禅師、一〇三二—一〇九八）の法嗣にも常州善權山広教慧泰の存在が知られる。また法智と大洪山以来の同門であった聞庵嗣宗も法智と前後するかたちで善權寺に住持しており、後に法弟の中岩法濟もこの寺で化導を敷いている。

この点、善權寺の消息を伝える『善權寺古今文録』巻四「宋碑下」に、

#### 重装大殿仏像記。

夫山燿而玉不玷、美在乎懷潤有素、沙流而金不雜、麗在乎色精不渝。常州宜興縣善權山広教禅院、始是齊武以宅、仏氏會昌之廢而後、隆伏不一。建炎元年、院歸旧額、敗屋重理、禪議方集、將非高道碩德之士、殆不能持正綱紀、為開業之導師也。興讓泗州大聖普照禅寺長老嗣宗、選宜主之勸請而來。四衆懽慶、絲是革、散作新叢林、學者雲趨川赴。秉仏祖柄、規矩嚴淨、升堂入室、問津指源、如玉井投汲、錦機落剪、開疏擊掖、警訓日新、一三年間、法席光振、丞相李公綱、願為檀越疏、施俸首黃緣、塑尊釈迦像、主伴侍衛凡九身。復得淨信士惠懷、民張珣、孫珍等、荐力貳之、翕然成就便舍、衆腰包以如浙東浙次補其処、今堂頭法智師也、嚴守風範、毫髮不易、方来之寶、引携踐履、雲林森密、水壺瑩徹、企修弗及、恢曠無際焉。復將前日未暇及者、悉以拳之正位。諸像綉素未給、命工以金丹藻碧、相好莊嚴、極匠手之巧、製佈施者、張璠瑜財具貳二百萬錢、而落成也。夫竟円明処即仏、仏誕生成道説法涅槃之真境、虚廓而豐、通光而湛、破幽不我、顯而内冲有餘、懷照不我、昏而外應靡忒。聖智極宗而無知、聖神周覽而無待、拔塵脱情、結綿々于有無之表。所以、思議之象絶焉然、妙存至鑑証相成。

宏智正覺の嗣法門人について（佐藤）

定不<sub>レ</sub>滯<sub>レ</sub>於空、慧不<sub>レ</sub>膠<sub>レ</sub>於迹。照々黙々、自得之淵至矣。其余闢<sub>レ</sub>度門、遊<sub>レ</sub>行海、俱順<sub>レ</sub>本性之情為。故殊好光明神通、詞辦妙嚴、流黃以啓、化轍以馭。群機至若、根々塵々、心々法々、森羅大千、幹旋三世、同汨同出、同集同散、体合本常、無非<sub>レ</sub>仏、受用者自聖及輪、一塵一縷、皆幻<sub>レ</sub>出乎實際、將以<sub>レ</sub>聞見之薰、入<sub>レ</sub>流亡<sub>レ</sub>所、則声色滌合無<sub>レ</sub>在不在。一彈指間成<sub>レ</sub>仏見矣。觀夫洞<sub>レ</sub>表裏<sub>レ</sub>而無<sub>レ</sub>滓、則心<sub>レ</sub>真而不<sub>レ</sub>借、迺知、吾仏円久具知。宗智<sub>レ</sub>二師、相踵主持、道化規行、四方緇白之仰止也。身心澹泊、手眼變通、得<sub>レ</sub>二家之妙。其猶<sub>レ</sub>棲鸞綴芳、鶴音和鳴。皆四明天童山覺和尚之法嗣、大鴻淳禪師之令孫、沂川老芙蓉之裔。稜々志岸、洋々器宇、形質揚然、踪跡飄然。有<sub>レ</sub>二度世不<sub>レ</sub>羈之態、騰<sub>レ</sub>之乃祖家風、未<sub>レ</sub>易<sub>レ</sub>煙没也。予適會<sub>レ</sub>宗老于天童、与<sub>レ</sub>之從遊、松風水月明、氣韻相期、為<sub>レ</sub>二方外之友。智公雖<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>面、禪林之普籍甚、仍以<sub>レ</sub>師門之仲<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>之。故敢擬<sub>レ</sub>其彷彿云爾。若<sub>レ</sub>夫寺門興建之詳、具以<sub>レ</sub>古刻、茲不<sub>レ</sub>復書。

紹興元年八月十五日、南山居士撰、無諍道人書、処順子題額。

住持伝法沙門法智立石。

という興味深い記事が伝えられている。これは紹興元年（一一三二）八月十五日（中秋）に善権寺の住持であつた法智によつて立石されたものであり、この一文を撰じた南山居士や揮毫した無諍道人などについては如何なる人か定かでないが、おそらく法智に参禅していた在俗の徒であろう。「重装大殿仏像記」によれば、善権寺は唐末の会昌の破仏の後の咸通年間（八六〇—八七三）に禅寺として創建されたものであり、北宋末の宣和年間（一一一九—一二二五）には崇道觀に改められていたが、南宋が成立した建炎元年（一一二七）に再び禅寺に復帰し、高道の碩徳として闍庵嗣宗が泗州（安徽省）の大聖普照禅寺より住持に迎えられたことが知られる。嗣宗が善権寺で厳格な規矩を行じて宗風を奨揚すると、多くの修行僧がその徳風を慕つて参集し、法席が大いに振るつたことを伝えている。まもなく丞相の李綱（字は伯紀、号は梁溪、一〇八三—一四〇〇）が檀越の疏を作り、大殿（仏殿）の釈迦牟尼仏像を重装することを発案し、信士の恵懐や宜興県民の張珣・孫珍らの協力を得てこれを完成させている。

その後、嗣宗と同門の法智が新たに住持に迎えられたわけであり、「重装大殿仏像記」には、「宗・智の二師、相い踵いで主持し、道化・規行、四方の緇白の仰止するところなり」と記され、両者が相繼いで善権寺に住持し、接化と規矩を広めたことで諸方の道俗に注目された消息が伝えられている。南山居士は嗣宗とは天童山で面識を得てより道交をなしていたことを述懐しているが、法智とはそれまで面識が存しなかつたようである。南山居士は両者に対して、「皆な四明天童山の覺和尚の法嗣、大鴻淳禪師の令孫、沂川老芙蓉の裔なり」と述べており、沂川（山東省）出身の芙蓉道楷から隨州（湖北省）

大洪山の丹靄徳淳を経て天童山の宏智正覚と伝わった曹洞宗の法統を嗣統した高弟として明確に位置づけている。ところで『嘉泰普燈録』卷一三「常州善権法智禪師」の章には、法智が善権寺でなした上堂として、

上堂曰、明月高懸未<sub>レ</sub>照前、雪眉人凭<sub>二</sub>玉欄干<sub>一</sub>、夜深雨過風雷息、客散雲樓酒椀乾。

上堂。三界無法、何処求<sub>レ</sub>心、驚蛇入<sub>レ</sub>草、飛鳥出<sub>レ</sub>林。雨過<sub>二</sub>山堂<sub>一</sub>、秋夜靜、市声終不<sub>レ</sub>到<sub>二</sub>孤岑<sub>一</sub>。

という二つの上堂が収められており、この点はその後の『五燈会元』卷一四や『統伝燈録』卷二四の「常州善権法智禪師」の章などでも同様に載せられている。

また同じく『嘉泰普燈録』卷二八「頌古」には「善権智禪師五首」として、

五王子。

誕生。

貴胤生時輪擬空、玳瑁玉珮処<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>、月堂転側朝<sub>二</sub>君父<sub>一</sub>、直扣<sub>二</sub>堯堦<sub>一</sub>却借<sub>レ</sub>功。

朝生。

学問詩書<sub>一</sub>德行全、金門投<sub>レ</sub>策紫微班、台星不<sub>二</sub>自離<sub>一</sub>蓑釣、那得<sub>二</sub>寅昏尋<sub>一</sub>聖顔。

未生。

貧来今日極清虚、悲喜寥寥一物無、便欲<sub>二</sub>昇為<sub>一</sub>九包鳳、依稀雲樹月巢孤。

化生。

帝命伝来下<sub>二</sub>九天<sub>一</sub>、禁城中外化新真、回途復妙持<sub>二</sub>金印<sub>一</sub>、正令曾無<sub>二</sub>一字伝<sub>一</sub>。

内生。

鳳勢龍驤大丈夫、天然尊貴六宮殊、苔封<sub>二</sub>宝殿<sub>一</sub>無<sub>二</sub>人侍<sub>一</sub>、造次凡眸識得無。

という「五王子」すなわち「王子五位」の「誕生」「朝生」「未生」「化生」「内生」の五つに対してそれぞれなした法智の五首の頌古を載せており、これはそのまま「人天眼目」卷三「曹洞宗」にも「善権智五位王子頌」として載せられている。これは法智が曹洞宗の機関に対してなした貴重な資料ということになり、「王子五位」を学人指導の機関として積極的に用いていたことを意味しよう。

さらに同じく『嘉泰普燈録』卷二九「偈頌」にも「善権智禪師四首」として、

識<sub>二</sub>自宗<sub>一</sub>。

宏智正覚の嗣法門人について（佐藤）

二八

紫微宸幄緑苔封、寂寂無人寢殿重、玉漏夜伝尊貴語、六宮不許扣金鐘。

和「宏智頌」仰山語 三。

機絲不立顯真空、断滅心無箇事同、没底月船乘夜泛、無鋪鑊子尚頭通。

回眸照処猶春雨、撒手何時正曉風、白鬢童兒騎雪馬、転身就父皆同功。

如今認得正当初、月下披雲上宝車、暮去朝来誰辨的、開門何処不逢渠。

という二種四首の偈頌が載せられている。最初の「自宗を識る」とは、自宗すなわち自らの法統である曹洞宗旨を詠じたものであり、師の正覚が唱導した黙照禅のありようを継承した立場といえる。つぎの「宏智の仰山の語を頌するに和す」の方は「宏智禅師語録」巻一「長蘆覚和尚 偈頌」に載る「因覽仰山小釈迦語成唱道二首」に対して法智が和韻した三首の偈頌にほかならない。これらには等しく「善権」の名が冠せられていることから、おそらくともに法智が善権寺でなした作と見てよいであろう。ちなみに仰山小釈迦とは唐末に活躍した瀕仰宗祖の仰山慧寂（智通大師・小釈迦、八〇七—八八三）のことであり、慧寂は円相をもって学人を接待したとされ、正覚や法智もこれを受けて円相を用いて偈頌を詠んでいる。

『嘉泰普燈錄』その他の燈史によれば、ついで法智は善権寺の住持の座を退いて金粟寺に遷住したことを伝えている。ただし、法智が具体的にいつ善権寺から金粟寺に入院したのか、その住持期間はどれほどであったのか、など詳細については定かでない。ところで、ここにいう金粟寺とは秀州（浙江省）嘉興府海塩県（六里山とも）に存した広惠禅院のことを指しており、常州宜興県の善権寺からもそれほど隔たった距離ではない。元代編集の『至元嘉禾志』巻四「山阜」の「海塩県」に、

金粟山、県西南三十五里、高九十八丈、周回六里。考証、一名六里山。按『輿地志』云、有石篆書三十八字。天冊元年刻碑、旧在知果廟、後廢。山有「広惠禅院」。

として金粟山についての記載があり、同巻一一「寺院」の「海塩県」には、

広惠禅院、在「県西三十六里金粟山」。考証、宋開宝己巳、錢武肅王、号「施茶院」。祥符元年、改「今名」。紹興二十五年七月内、降「下御書法帖」一十軸於本院「奉安」。

として広惠禅院に関する記載が見られる。また明の天啓四年（一六二四）に刊行された『海塩県図経』巻三「名勝譜」の

「山」にも、

金粟山、隴西南三十五里、高九十八丈、周六里、一名六里山。

として金粟山について記し、同じく「名勝譜」の「寺觀」にも、

金粟寺、隴西南三十六里金粟山下。吳赤烏中建。宋濂集云、当吳之時、仏法雖至中國、大江以南、時無仏寺。赤烏中、康居沙門僧会、為吳大帝、祈獲「釈迦文仏真身舍利」、始創三寺。一為金陵之保寧、一為太平之万寿、其一即海塩之金粟也。此可「拠矣」。永樂旧志載「此寺」。吳越有「国因誓施茶、賜名施茶院、以為在。開宝己巳年、武肅王時、檢吳越備史、此年、当是忠懿時、非武肅時」也。大中祥符初元、始改為「広惠禅院」、紹興二十五年七月、降「下御書法帖」十軸于本院、奉安。原有「康僧会真像」在寺。（下略）

として金粟寺について記されている。これらによれば、法智が住持した金粟寺とは海塩隴西南三十六里に存した金粟山広惠禅院であったことが知られ、古く吳の赤烏年間（二三八—二五二）に康僧会（？—二八〇）によって建立され、長江以南では金陵（建康府）の鳳台山保寧寺や太平府（安徽省）の万寿寺とともに最古の仏寺であったと伝承されている。北宋の開宝二年（九六九）に施茶院と称され、大中祥符元年（一〇〇八）に広惠禅院と改称されているから、北宋代には禅寺として位置づけられていたことなる。金粟寺に住持した禅者としては、法智より以前にはわずかに北宋末期に黄龍派の黄龍慧南（普賢禅師、一〇〇二—一〇六九）の法嗣として秀州金粟惠英（慧英とも）の存在が知られる程度であるが、とくに明末清初に至って臨済正宗の密雲円悟（覚初、一五六六—一六四二）や石車通乗らが住持した禅刹として一躍有名となっている。『中国仏寺誌叢刊』第七九冊に崇禎一六年（一六四三）序刊の『金粟寺志』一巻が収められているが、明末の密雲円悟より以降の記事によって占められ、宋元代の金粟寺に関する事跡が欠落している。

ところで、『続刊古尊宿語要』第二集には「金粟智和尚語、嗣「天童宏智」として、金粟寺でなした法智の上堂と贊が載せられている。ここにいう「金粟智和尚語」とはあくまで語録の抜粋であって、おそらく正式には「金粟智和尚語録」というまとまった語録が法智には存し、その一部を抽出したものが「金粟智和尚語」なのである。『金粟智和尚語』には「上堂」として、

真空不空、寥寥無影樹頭月、真色非色、隱隱不萌枝上花。威音路外芬芬、鳳無依倚、空劫已前照耀、鶴不停機、更須一色功円、便得「同中有」異。同中異、直下承当休擬議。夜来明月照「蘆花」、鶴鷺並「頭踏」雪睡。

宏智正覺の嗣法門人について（佐藤）

見色見心、簾際庭花噴火、非心非色、溪辺嫩柳含金、只如水凍魚潛、雪寒人健、又作麼生、莫守寒巖異草青、坐著白雲宗不妙。

拳、僧問曹山、三界攪擾、六趣昏昏、如何辨色。山云、不辨色。僧云、為什麼不辨色。山云、若辨色、即昏昏也。師拈云、辨不辨、昏不昏、打破盆子、只論盆。千里遠山烟樹、數家沙鳥漁村。夜深月与湖光輝、天水茫茫絕点痕。

深夜虛堂露氣佳、冰霜著月没痕瑕、木人打破琉璃碗、走過新羅始到家。

一不成、二不是。火雲堆裏秋風起、堪笑耘田車水翁、手脚忙乱同兒戲。同兒戲、有巴鼻。但得豐年賀太平、四海五湖皇化裏。

動時常寂寂、靜処活鱗鱗、動靜兩俱忘、仏祖何処著。鶻地夢回頭、長天飛一鷲。春風有時好、春風有時惡。不待春風花不開、花開又被風吹落、錯錯錯、蒸餅元來是麵作。

拳、古德道、幽鳥語如眞、柳垂金線長。雲収山谷靜、風送杏花香。雖然如是、沒量大人、到這裏、一時被時境轉了、可惜葛藤絆倒。且道、金粟有什麼長処。幽鳥語如眞、有耳如雙。柳垂金線長、有眼如盲。雲収山谷靜、截断意根。風送杏花香、拽回鼻孔。到這裏、薦得、可謂一根既返源、六門成解脱。其或未、然、再力不到処、河声流向西。

という から に至る七回の上堂示衆が載せられている。すべてが金粟寺でなされたものとは断定できないが、において法智は自ら「金粟」と称しているから、これらの上堂が表題のごとく金粟寺でなされたものであった可能性が高い。わずかに七上堂ではあるが、法智の禅風を知る上では貴重なものといつてよい。また、つづいて同じ『金粟智和尚語』には「眞贊」とつづいて、

贊天童覚和尚。

烏頂雪眉、雲蹤鶴態。貌出正偏、見非向背。芙蓉月照兮太白峯高、丹鳳翔空兮瓊林玉碎。觀面分明、面彩一齊。という師の天童山の正覚に対する祖贊が載せられている。これもおそらく金粟寺にて贊したものであるが、法智は芙蓉道楷・丹靄徳淳・宏智正覚とつづく曹洞宗の伝承を踏まえて師の正覚の頂相を贊しており、正覚を如何に尊崇していたかが窺われる。烏頂と雪眉とあるから、眉毛は白くなっていたが、髪の毛は白くはなっていないが、髪は白くはなっていないが、おそらく正覚がいまだ晩年に至る前のことと見られ、鶴のように瘦せた気品のある姿で描かれていたものらしい。

ところで、残念なことに法智が示寂した年月日が何時であったのか、世寿や法臘がどうであったのか、など晩年の消息に関する詳細については何れの史料も何ら明確にしていけない。ただ、法智は師の正覚より若干ながら年長ではなかったか

と推測されることから、状況的に同門の闍庵嗣宗が紹興三年（一一五三）一〇月に示寂したのと同じように、正覚に先んじて逝去したのではないかと見られる。

では、法智には具体的に如何なる嗣法門人が存したのであろうか。『嘉泰普燈錄』卷一七の目録には、「善権法智禪師法嗣二人 一人見録」として「紹興府超化藻禪師 常州宜興保安超禪師 機語未見」とあり、「仏祖宗派總図」にも「常州善権法智 陝府栢氏」の法嗣として「越州超化藻禾上」と「常州保安超禾上」の名が記されており、さらに駒澤大学図書館所蔵『伝燈歴世譜』下においても「常州善権法智」の法嗣として「越州超化藻・常州宜興超」と記されるなど、法智には超化藻と保安超という二人の法嗣が存している。

超化藻については法諱の上字をはじめ伝記的なことがまったく不明であるが、『嘉泰普燈錄』卷一七に「紹興府超化藻禪師」としてその章が立伝されている。この人は法智の法を嗣いで後、越州（浙江省）紹興府の超化院に住持したことが知られるが、『嘉泰會稽志』卷八「寺院」の「嵒県」の箇所に、

超化院 在嵒北二百步。晋天福七年建。号水陸院。大中祥符元年、改賜今額。

とあるから、紹興府嵒県北二〇〇步に存した超化院こそ超化藻の住持した禪院に当たるものと見られる。この寺は後晋の天福七年（九四二）に建てられて水陸院と命名されていたが、北宋の大中祥符元年（一〇〇八）に超化院と改称されている。『嘉泰普燈錄』の「紹興府超化藻禪師」の章には、

紹興府超化藻禪師。開爐日上堂曰、雪滿寒窓、燒尽丹羅木仏、氷交野渡、凍殺陝府鉄牛。直得、寒灰發焰、片雪不留、任運縱横、現成受用。諸禪德要會廢。衲曠頭坐、冷暖了無知。

とあり、わずかにこの人が開爐の日（一〇月一日）になした「開爐上堂」が伝えられるのみである。この上堂では「丹羅焼木仏」と「陝府鉄牛」の故事が引かれており、正覚の法孫にして上堂語などが伝えられる人がきわめて限られているだけに貴重なものがあるう。とりわけ、丹羅は法統の祖である丹羅德淳にも通じ、陝府の鉄牛はすでに触れたことく師の法智の郷里にちなむものであるだけに注目される。

また法智のいま一人の法嗣とされる保安超についても、『嘉泰普燈錄』でも「機語未見」とされて事跡が不明である。ただ、この人が住持したとされる常州宜興の保安寺については、南宋末期に編纂された『咸淳毘陵志』卷二五「觀寺 寺院」の「宜興」に、

宏智正覺の嗣法門人について（佐藤）

三三

崇恩彰孝禪院、在「渠北二十里。陳永定二年建、名永安。一云、唐天祐二年、周承祐捨宅建、名保安。熙寧三年、更名壽聖保安。隆興初、又名「弘福」。乾道間、周參政葵、請為「墳刹」、改「今額」。

とあり、これを受けて清の嘉慶二年（一七九七）に刊行された『重修宣興渠旧志』巻一〇付巻末の「古蹟志 寺觀」にも、

保安禪寺、在「渠東北二十里保安山南麓。陳永定二年建、名永安。一云、唐天祐二年、周承祐捨宅建、名保安。宋熙寧三年、更名壽聖保安。隆興初、又名「弘福」。乾道間、周參政葵、請為「父墳刹」、改「崇恩彰孝寺。明初復「今名」、正統間、重建千仏閣。大殿前垂柏一株、連數抱中、若「剖裂四困」、皆透「枝葉甚繁、謂「唐宋時所植」。按「徐志」、又云、殿後有「汪藻撰周參政碑」。考「碑文」、係「周必大撰」、誤作「汪藻」。

と記されていることから、当時の状況などが知られる。保安寺は宣興渠北（または東北）二〇里の保安山の南麓に存したとされ、保安超が住持していた当時は保安山弘福禪院または保安山崇恩彰孝禪院と称していたことなるう。とりわけ、注目すべきは乾道年間（一一六五—一一七三）に參政の周葵（字は立義、諡は簡惠、惟心居士、一〇九八—一一七四）がこの寺を墳刹（家刹）にしていることであり、寺内には周必大（字は子充、諡は文忠、省齋居士、一一二六—一二〇四）が撰した「周簡惠公神道碑」が立石されている。周葵はいうまでもなく正覺のために「宏智禪師妙光塔銘」を撰した人であり、正覺の法孫に当たる保安超がこの寺に入院している背景にも周葵との関わりが存したことは疑いなからう。なお保安寺には保安超とほぼ同時期に臨濟宗楊岐派の月庵善果（一〇七九—一一五二）の法嗣である復庵可封（一一三三—一一八九）なども周必大との関わりから住持している。

ところで、元代に活躍した臨濟宗松源派金剛幢下の了庵清欲（南堂・慈雲普濟禪師、一一八八—一三六三）は、『了菴和尚語錄』巻五「贊語」において「宏智禪師」の祖贊につづいて、

「**臘庵超禪師。**

臥「聖松枯」、懷「雲石巖」。双領山中、再來古仏、隲州會裡、兩脚書厨。白昼喚回空劫夢、元來鼻孔大頭垂。

という祖贊を残している。これは清欲が臘庵超という禪者に対してなしたものであるが、「宏智禪師」の祖贊につづいていることや、贊の中に「隲州會裡」のことが見られることから、ここにいう臘庵超という人が正覺に関わる曹洞宗宏智派の禪者であることが推測される。正覺の門下に超という名の禪者が存したか否かは明確でないが、あるいは法智の高弟である保安超のことを指しているのかも知れない。ただ、この祖贊に載る双領山というのが具体的に何れの地を指してい

るのか、また何故に二世紀近くを経た時点で清欲が臘庵超を賛しているのか、その間の事情などが不明なのは惜しまれる。あるいは臘庵超は正覚と法智の間を往来し、出世する際に法智に嗣承香を炷いたものであるのか。

ちなみに、『叢林盛事』巻上には「仏照光」の章に付随して、

知亭祖璇、嗣月菴果、歷住瀧仰二山。仏照光、嘗為其首座。璇与超万巻、為昆仲、超囉菴也。博通經史、与竹菴珪・雲臥瑩、為友。天童宏智、目為超万巻、了堂十世祖也。堂陵虚谷弟子也。慧朗之孫也。淡居集。

という記事が存している。これは楊岐派の月庵善果（一〇七九—一一二二）の法嗣で潭州（湖南省）寧郷県の大瀉山密印寺や袁州（江西省）宜春県の大仰山太平興国寺に住持した野庵祖璇（祖璿、知亭・石亭）のもとで大慧派の拙庵徳光（仏照禪師、一一二二—一一〇三）が首座を勤めたことに関する逸話に付されたものであるが、そこに臘庵超についての記事が見い出せる。臘庵超は臘庵超と同一人物と見られ、これによれば、昆仲とあるから臘庵超が祖璇の俗弟であったことが知られるとともに、彼が経史に精通していたこと、仏眼派の竹庵士珪（老禪、一〇八三—一一四六）や大慧派の雲臥曉瑩（仲温）と道友であったこと、天童山の正覚が臘庵超の博学を称えて超万巻と尊称したことなどを伝えている。また了堂とあるのは後代の付記と見られ、元代に破庵派の雪巖祖欽（慧朗禪師、？—一二八七）・虚谷希陵（西白、慧照大辯大円仏鑑禪師、一二四七—三三二）と嗣承した了堂円照のことであり、臘庵超が円照の一〇世の祖とされており、大仰山に住持したことが知られている。この間の事情の詳細は定かでないが、了堂円照と了庵清欲は同時代の人であるから、元代に臘庵超に関する何らかの再評価がなされたものであろうか。

### (3) 鳳凰世釗

「宏智禪師妙光塔銘」では世釗は嗣宗や法智に次いで三番目に名が記されており、正覚にとっては最初期の嗣法門人であったことが知られる。『仏祖宗派総図』に「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「劍州鳳凰世釗 本州人」とあるから、これによれば、世釗は劍州（四川省）の出身であったことにならうか。その足跡などは定かでないものの、すでに早く「勅謚宏智禪師行業記」に、

靈住大洪、師掌記室。宣和三年、遷首座。時金粟智・雪竇宗・保福悟・鳳山釗、皆參隨之。

という記事が存しているから、出家して後に劍州から隨州（湖北省）に遊歴し、宣和三年（一一二二）に正覚が大洪山にて首座となつた頃には法智・嗣宗・信悟らとともに參隨していたことが知られる。この点、『嘉泰普燈錄』卷九「慶元府天童宏智正覚禪師」の章には、

雷領<sup>二</sup>大洪、師掌<sup>二</sup>踐記。宣和三年、命首<sup>一</sup>衆。得法者已數人。

とあり、宣和三年に正覚が大洪山の首座となつたとき、すでに得法の者が數人いたとし、世釗もまたこのとき早くも正覚に嗣法していたものと解している。おそらく「勅諭宏智禪師行業記」に記される四人の順位は、正覚に參隨した順番によるものと見られ、また「宏智禪師妙光塔銘」にいう嗣法の順位からしても世釗は嗣法から出世開堂に至る過程が早かつたのであろう。

『嘉泰普燈錄』卷一三の目録に「已上機語未見」として「劍州鳳凰世釗禪師」の名が載せられているから、世釗は郷里の劍州に戻つて鳳凰に出世開堂したことが知られる。ただ、「勅諭宏智禪師行業記」では「鳳山」とあり、また「祖燈大統」の目録では「鳳皇」と記されるなど表記がまちまちであるが、これらはいずれも同一地を指すものと見てよい。『同治劍州志』卷二「山川」によれば、世釗が住持したと見られる劍州の鳳凰について、

武侯坡、在<sup>二</sup>州西旧武連渠東、武侯出師、嘗駐<sup>二</sup>息於此。鳳凰山、在<sup>二</sup>武侯坡東、伝為<sup>二</sup>魏徵生処。

とあり、劍州の西（旧武連渠の東）の武侯坡の東側に存した鳳凰山がこれに当たるものと見られる。また位置關係に若干なから問題を含むものの、同じ『劍州志』卷四「祠廟」には、

覺苑寺、在<sup>二</sup>武連渠西里許。建<sup>二</sup>自宋初、規制宏曠。晋郭璞種松碑、唐顏真卿道遷樓碑、宋陸放翁宿武連渠詩碑、俱在<sup>二</sup>寺内。按<sup>二</sup>種松碑文<sup>一</sup>曰、渠路翠武功貴、渠路青武功崇。考劉宋元嘉中、始改<sup>二</sup>武連為武功、景純晉人何得<sup>二</sup>預。為此語。殆堪輿家所<sup>レ</sup>託名也。

として、武連渠の西に存した覺苑寺の記事を載せている。覺苑寺には多くの文人墨客が訪れ、それぞれに碑銘などを残していたものらしい。鳳凰山は劍州の西に存しており、武連の地に存した覺苑寺こそ世釗が住持した鳳凰山の寺であつたものと推測しておきたい。中華民国時代に編纂された『劍閣渠統志』卷九に載る清代に徐芝銘が撰した「重修覺苑寺記」によれば、

按<sup>二</sup>寺肇、始<sup>二</sup>于唐貞觀、至<sup>二</sup>宋元豐、始賜<sup>二</sup>名覺苑、有<sup>二</sup>敕牒可<sup>レ</sup>稽。南宋紹定時、僧堯昌創<sup>二</sup>修大藏經閣、梯橋階級、皆築<sup>二</sup>石為<sup>レ</sup>之。

元末寺毀壞、明天順初、僧靜智及其徒道芳、住錫於此、重新殿宇、奉仏祖像、並繪「釈迦年譜于壁」。閱今數百年、猶曩厠可指、數、若「有」神靈呵護焉。

と記されており、覺苑寺に関するいくぶん詳しい変遷が知られる。これによれば、寺の始まりは唐の貞觀年間（六二七—六四九）であったとされるが、北宋の元豐年間（一〇七八—一〇八五）に至って初めて覺苑寺という名を賜ったことが知られる。なお、世釗より先に西劍州の鳳凰山に住持した禪者として雲門宗の鳳凰智伝が存しているが、この人は雲門文偃（匡真禪師、八六四—九四九）の高弟のひとり林溪覺脱（臨溪とも）に參じて法を嗣いでおり、北宋初期に鳳凰山に化導を敷いている。

#### (4) 長蘆道琳（道林）

「宏智禪師妙光塔銘」では道琳は四番目に名が載せられており、かなり初期の法嗣であったことが知られる。道琳に関しては『嘉泰普燈錄』卷一三「真州長蘆琳禪師」の章や『五燈会元』卷一四「真州長蘆琳禪師」の章などが存しているが、残念ながら伝記的な内容はまったく載せられていない。ただ、『五燈全書』卷三〇「真州長蘆道琳禪師」の章や『祖燈大統』卷六三「揚州府儀真長蘆道琳禪師」の章では、「宏智禪師妙光塔銘」を受けて明確に法諱を道琳と記している。また『仏祖宗派總圖』にも「明州天童宏智正覺 隰州李氏」の法嗣として「真州長蘆琳禪師」と名が挙げられている。

道琳の出身地や俗姓などは定かでないが、状況的には真州（江蘇省）の近辺すなわち長江下流域の出身ではなかったかと推測され、諸禪者に歴參した後、この地に化導を敷いた正覺を慕ってその門に投じた人であったと見られる。正覺との間で交わした問答の語句なども知られていないが、正覺のもとで機縁が契つて後、道琳は嗣宗などに継いで早くに開堂出世したものと見られ、すでに『宏智禪師語錄』卷一「江州能仁禪寺語錄」には、

真州天寧琳長老下法嗣書。師上堂云、五葉一花、不是尋常春力、十方一色、何曾特地莊嚴。琉璃地上、轉機、明月堂前移一步。正恁麼時、子有「就」父之功、資有「合」師之道。諸人還体悉得麼。良久云、玉籠放出千年鶴、妙辨初移二步時。

という上堂が存している。これは道琳が真州の天寧寺に住持して法嗣書を師の正覺に呈した際、師の正覺がなした上堂にほかならない。正覺は曹洞下の宗旨を踏まえて、子が父に就くがごとく資が師に合するありようを述べ、はじめて住持として第一步を記す道琳を励ましている。ところで、このとき道琳が開堂出世した真州の天寧寺とは、『重修儀徵縣志』卷二

○「寺」に、

天寧万寿禅寺。申志云、在巢治東南澄江橋西。始自唐景龍三年、泗州僧建三仏塔七級、以鎮白沙、創一永和庵於塔後。宋崇寧中、僧道堅復建、賜名報恩光孝禅寺。政和中、改天寧禅院。後有楞伽庵、蘇子瞻嘗於此写經故名。陸志作紹興中更今名。西有井名レ慧日泉。南渡後、送経兵火、寺塔俱燬。明洪武、僧法剛復建、永樂初、智韶繼葺宝塔、道常增建殿堂塔廊。

とある真州儀徵巢治東南の澄江橋の西に存した天寧万寿禅寺のことを指している。この寺は唐代の永和庵を前身とし、北宋の崇寧年間（一一〇二—一一〇六）に僧道堅によって創建され、報恩光孝禅寺と名を賜わっている。その後、天寧禅院とも称せられたが、南宋代に兵火によって寺塔がともに焼失したとされる。正覚が九江（江西省）の能仁禅寺に住持していたのは建炎二年（一一二八）の六月から八月までの間であるから、その頃に道琳は天寧万寿寺に出世開堂しているわけであり、あるいは伽藍の焼失を目の当たりにしていたのかも知れない。

その後、道琳は同じ真州の六合県南二十五里の長蘆鎮に存する長蘆崇福禅院すなわち長蘆寺に遷住しているわけであるが、この長蘆寺は当時の曹洞宗が江南に進出する際に重要な役割を演じた禅刹として名高い。康熙三年（一六八四）に刊行された『六合県志』巻二「建置志」の「寺観」の「長蘆崇福禅寺」の項には「嘉定志」に依るとして、

宋天聖間建。在巢南二十五里長蘆鎮。因江岸積場廟墟、淳熙十二年、徙一滁口山東三里、河曲沙岡之上。

とあり、また「及考宋嘉定志及儀真志」云として、

宋天聖初詔、儀真守陳杲、与一發運使張綸、方仲荀、即長蘆口建寺。真宗遣内侍、齎出御物金器七千許助之、凡費兵糧四万緡及錢三万。閱五年始落成、勅龍圖學士李淑撰碑文。兵火廢於開禧丙寅、嘉定五年重建。

と記されるなど、長蘆寺の変遷の一端が知られる。この点はすでに椎名宏雄「宋代の真州長蘆寺」（駒沢大学中国仏教史蹟參觀団編『中国仏蹟見聞記』第八集）に詳しく、その成果によれば、長蘆寺は天聖五年（一〇二七）に長蘆鎮に章獻皇后（劉氏）が創建したものであり、開山には荊州（湖北省）玉泉寺から慕容が迎えられている。その後、北宋代には長蘆智福（祖印禅師）や長蘆応夫（広照禅師）・長蘆宗蹟（慈覚禅師）など雲門宗の禅者によって継承されたが、長蘆寺の普覚道和（祖照禅師、一〇五六—一一二三）のもとに真歇清了が参学したのを契機に曹洞宗の禅者が住持するようになる。清了は宣和五年（一一二三）五月に長蘆寺に出世開堂しており、ついで道琳の師である正覚が建炎二年（一一二八）九月に長蘆寺に住持しているが、正覚は翌年には明州の天童山に遷住している。さらに道琳のほかにも清了の法嗣である慧悟（妙覚禅師）が長蘆

寺に化導を敷いたことが知られるから、清了・正覚・慧悟・道琳という四代の住持の間、長蘆寺は曹洞宗の江南進出の拠点として大きな役割を果たしている。

ところで、『嘉泰普燈錄』卷一三「真州長蘆琳禪師」の章には、

上堂。拈拄杖曰、其宗也離<sub>レ</sub>心意識、其旨也超<sub>レ</sub>去來今。離<sub>レ</sub>心意識、故品<sub>二</sub>万類<sub>一</sub>、不見<sub>レ</sub>差殊、超<sub>レ</sub>去來今、故尽<sub>二</sub>十方<sub>一</sub>、更無<sub>レ</sub>滲漏。当頭不<sub>レ</sub>犯、徹底無<sub>レ</sub>倚。悟向<sub>二</sub>朕兆未生已前<sub>一</sub>、用在<sub>二</sub>功勳不犯之處<sub>一</sub>。平常活計、不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>躊躇<sub>一</sub>、擬議之間、即没交涉。

という上堂が載せられており、『五燈会元』卷一四「真州長蘆琳禪師」の章にもこの上堂のみが収められ、それ以降の燈史もほぼ同様である。これは道琳が長蘆寺の住持となしたものであるが、『祖燈大統』卷六三「揚州府儀真長蘆道琳禪師」の章では「即没交涉」につづいて「喝一喝、下座」の語が付されている。

長蘆寺は道琳が住持していた紹興年間（一一三二—一一六二）の頃には寺田数一〇〇畝を所有していたとされ、かなり隆盛していたことが知られる。しかしながら、淳熙二年（一一八五）には滁口山の東三里の地に移転し、さらに開禧二年（一一〇六）に兵火で荒廃している。まもなく嘉定五年（一二二二）に伽藍が再建されたことが知られ、明の洪武元年（一三六八）にはさらに臨濟宗の無尽祖燈（祖燈とも、一一九一—一三六九）によって重建されている。

### (5) 法潤

法潤は「宏智禪師妙光塔銘」では初期の高弟につづいて五番目に名が載せられており、すでに「宏智禪師語録」卷一「泗州普照覺和尚頌古」が「侍者法潤・信悟編」とあることから、正覚が開堂出世した泗州（安徽省）泗県西の大聖普照禪寺において、信悟とともに「泗州普照覺和尚頌古」すなわち後の『万松老人評唱天童覺和尚頌古從容庵録』の基になった「宏智頌古」を侍者として編集していることが知られる。その後、法潤は何れかの禅刹に開堂出世しているものと見られるが、その消息などは定かでない。

### (6) 保福信悟

信悟は「宏智禪師妙光塔銘」では六番目にその名が載せられており、正覚の門下でもかなり初期の法嗣であったことが知られる。『嘉泰普燈錄』卷一三の目錄には「已上機語未<sub>レ</sub>見」として「慶元府保福信悟禪師」の名が載せられており、『続伝

燈録』卷二四の目録では「無録」として「宝福悟禪師」として載せられている。また『仏祖宗派總図』には「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「明州保福悟木上」として名が載せられている。信悟の出身地や俗姓などその足跡は定かでないが、すでに早く「勅謚宏智禪師行業記」に、

靈住<sup>二</sup>大洪<sup>一</sup>、師掌<sup>二</sup>記室<sup>一</sup>。宣和三年、遷<sup>二</sup>首座<sup>一</sup>。時金粟智・雪竇宗・保福悟・鳳山釗、皆參<sup>二</sup>隨之<sup>一</sup>。

という記事が存しているから、宣和三年（一一二二）に正覚が随州（湖北省）の大洪山保寿禅院において法兄の慧照慶預の席下で首座となった頃、信悟は法智・嗣宗・世釗らとともにすでに正覚に參隨していたことが知られる。『嘉泰普燈録』卷九「慶元府天童宏智正覚禪師」の章にも、

靈領<sup>二</sup>大洪<sup>一</sup>、師掌<sup>二</sup>牋記<sup>一</sup>。宣和三年、命<sup>二</sup>首衆<sup>一</sup>。得法者已數人。

とあり、宣和三年に正覚が大洪山の首座となったとき、すでに得法の者が数人いたとし、信悟らがこのとき早くも嗣法していたものと解している。信悟はその後も正覚に參隨しており、『宏智禪師語録』卷二「泗州普照覚和尚頌古」は「侍者法潤・信悟編」とあるから、正覚が泗州（安徽省）泗県西の大聖普照禅寺でなしたいわゆる「宏智頌古」を法潤とともに侍者として編していることが知られる。

信悟が正覚にいつまで随侍していたのかは明確でないが、その後、信悟は開堂出世しており、『宏智禪師語録』卷五「天童覚和尚真贊」には、

大寧悟長老写<sup>二</sup>師像<sup>一</sup>求<sup>二</sup>贊<sup>一</sup>。

眼睛活靨體乾、妙在<sup>二</sup>離微<sup>一</sup>。軀処看、魚潛<sup>レ</sup>水而秋痕愈碧、鶴臥<sup>レ</sup>松而月夢猶寒。応<sup>レ</sup>呼之神居<sup>レ</sup>谷、隨<sup>レ</sup>色之珠走<sup>レ</sup>盤。影響黏<sup>レ</sup>誰眉得<sup>レ</sup>用、斷<sup>レ</sup>泥余地鼻無<sup>レ</sup>邊。

という真贊の語句が伝えられている。これは信悟が大寧寺に住持した際に、師の正覚の頂相を写して贊を求めたのに対して正覚が書したものである。ただし、ここにいふ大寧寺というのが、具体的に何れの禅刹を指しているのかは明確ではない。あるいは大寧とは天寧の誤りで、明州（浙江省）慶元府城西北隅に存した天寧万寿禅寺（天寧報恩光孝禅寺）のことを指すのかも知れない。

ところで、『嘉泰普燈録』などによれば、信悟は慶元府の保福寺に住持したことが知られるが、『続伝燈録』より後の燈史になると、宝福寺に住持したことに改められている。慶元府の保福寺とは明州慶元府鄞県に存した大梅山保福院のこと

であり、『宝慶四明志』卷二二「鄞県志卷第二」の「寺院 禅院」によれば、

大梅山保福院 県東南七十里。唐貞元十二年建、号北闍院。大中元年、改報国仙居院。皇朝大中祥符元年、賜今額。与護聖禅院同。同蹟一山也。淳熙十六年、僧行源重建。適齋汪大猷記。常住田七百二十五畝。山二万五千四十二畝。

と記されている。これによれば、保福禅院は鄞県東南七〇里の大梅山に存しており、唐代に馬祖下の大梅法常（七五二—八三九）ゆかりの禅刹として護聖禅寺とともに貞元二二年（七九六）に開創されたと伝えられる。常住田は七二五畝であるが、山を二五〇四二畝も所有していたことからすると、保福院は信悟の住持していた当時もかなりの大刹であったものと推測される。信悟と相い前後してか法弟の清萃も保福院に住持しており、信悟らが示寂した後、淳熙一六年（一一八九）には行源という住持によって伽藍が重建されている。

### (7) 大洪法為

「宏智禅師妙光塔銘」では法為は七番目にその名が載せられている。『嘉泰普燈錄』卷一三「随州大洪法為禅師」の章や『五燈会元』卷一四「随州大洪法為禅師」の章などには「天台鮑氏子」とあり、『仏祖宗派総図』にも「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「随州大洪法為 台州鮑氏」とあるから、法為は台州（浙江省）天台県の出身で、俗姓が鮑氏であったことが知られる。おそらく地域的に正覚が明州の天童山景德禅寺に化導を敷いた直後にその門に投じたのである。『宏智禅師語録』卷三「明州天童山覚和尚語録」は「侍者普崇・法為編」とあるから、法為が普崇とともに侍者として天童山の上堂語録を編集していることが知られる。正覚の天童山における上堂語録は住持期間の初期のものに限られており、晩年の語句は収められていない。ちなみにこのとき法為とともに侍者であった普崇とは、後に正覚の門を離れて臨濟宗黄龍派の草堂善清（一〇五七—一一四二）に法を嗣いだ野堂普崇のことであり、その後、天童山の隣峰である明州鄞県東五〇里の阿育王山弘利禅寺に住持している。

ところで、『宏智禅師語録』卷六「明州天童山覚和尚真贊偈頌」には、

仗錫為長老写、真求贊。

木老春遲、山寒雪早。潮退珊瑚林、露空明月曉。守黙自如、对縁恰好。得住得来、随起随倒。龍潭戲、破天皇、馬祖踏、著水涼。という真贊が載せられているが、これは法為が明州慶元府鄞県の仗錫山に住持した際に師の正覚の頂相を写して贊を求め

たのに対し、正覺が自ら贊を付して法為に授与したものである。『宝慶四明志』卷二三「鄞県志卷第二」の「寺院 禅院」によれば、

仗錫山延聖院 県西南百二十里。唐龍紀元年建。皇朝宝元二年、賜額。常住田五百五十六畝、山二万二千畝。

とあるから、法為が住持したのは明州鄞県西南一二〇里に存した仗錫山延聖禅院であつたことが知られる。仗錫山は二に杖錫山とも表記され、延聖禅院は一に延勝禅院ともいわれており、この寺は唐の龍紀元年（八八九）に創建され、常住田は五五六畝ながら、山を二〇〇畝も所有していたことから、同県内でもかなりの大刹であつたことが知られる。ちなみに曹洞禅者としては、後に自得慧暉の法嗣で法為にとつては法姪に当たたる仗錫崇堅や、真歇派の足庵智鑑（一一〇五—一九二）の法嗣である棘林把（？—一二五八）も住持している。

ついで燈史によれば、法為は随州（湖北省）の大洪山十方崇寧保寿禅院に住持していることが知られる。ただ、法為が果たして大洪山に住持した後に再び明州に戻つて天童山景德禅寺に遷住したのが、天童山の後に大洪山に遷住したのかは明確ではない。わずかに『天童寺志』卷三「先覺攷」の「法為禅師」の項には、

師、天台鮑氏子。嗣宏智覺。初住随州大洪、為天童十七代住持。

とあり、これによれば、法為が大洪山から天童山に遷住したものと解されている。おそらく状況的に法為は曹洞宗の江南進出の拠点であつた大洪山保寿禅院の住持を勤めて功績があり、その後天童山に迎えられたと見るのが妥当であろう。ところで、大洪山は投子義青の高弟である大洪報恩（一〇五八—一一一一）が禅刹開山となり、第二代には同門の芙蓉道楷（一〇四三—一一一八）が入り、第三代には道楷の法嗣の守恭が就き、第四代にも道楷の法嗣の丹霞德淳（子淳とも、一〇六四—一一一七）が住し、第五代には報恩の法嗣の善智が出世している。第六代は子淳の法嗣の慶預（慧照禅師、一〇七八—一四〇〇）であり、ついでおそらく報恩の法嗣の守遂（浄嚴大師、一〇七二—一一四七）が第七代として入院したものと見られる。その後の三代の住持については明確でないが、第一一代には守遂の法嗣である慶顯（覚照慧空仏智明悟大師）が就任しており、この間に大洪山には慶預の法嗣である居寧と、正覺の法嗣である法為と、臨濟宗楊岐派の月庵善果（一〇七九—一一五二）の法嗣の老衲祖証が入院しているものと見られるから、おそらく法為は守遂や居寧の後に大洪山の第九代か第一〇代で入院しているものと推測される。

ちなみに、『嘉泰普燈錄』卷二三「随州大洪法為禅師」の章には、

上堂曰、法身無相、不可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>音声求<sub>レ</sub>、妙道忘言、豈可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>文字会<sub>レ</sub>。縱使超<sub>レ</sub>仏越<sub>レ</sub>祖、猶落<sub>レ</sub>二階梯、直饒説<sub>レ</sub>妙談<sub>レ</sub>玄、終挂<sub>レ</sub>二層齒。須是功勳不<sub>レ</sub>犯影迹不<sub>レ</sub>留、枯木寒岩更無<sub>レ</sub>津潤、幻人木馬情識皆空、方能垂<sub>レ</sub>手入<sub>レ</sub>廓、転<sub>レ</sub>身異類。不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>道、無漏國中留不<sub>レ</sub>住、却來煙塲臥<sub>レ</sub>寒沙。

上堂。拳<sub>レ</sub>香殿上樹話、乃曰、綠鬢紅裙窈窕娘、百華園裏探<sub>レ</sub>香桑、三三兩兩羞<sub>レ</sub>人見、偷眼戲<sub>レ</sub>他年少郎。

という二つの上堂が法為のものとして収められている。「五燈会元」巻一四「随州大洪法為禪師」の章をはじめとする後代の燈史では、上堂のみが収められ、の上堂は削られており、「天童寺志」巻六「法要攷」の「法為禪師」の項においても、の上堂のみが収められている。

ところで、「宏智禪師妙光塔銘」によれば、正覚が示寂する前後の動静として、

(丁丑)冬十月己亥、始還<sub>レ</sub>山、飯<sub>レ</sub>客笑語無<sub>レ</sub>異平日。翌旦、作<sub>レ</sub>遺書与<sub>レ</sub>仏日泉禪師。且為<sub>レ</sub>其徒書<sub>レ</sub>四句偈、投<sub>レ</sub>筆而逝。自<sub>レ</sub>仏日住<sub>レ</sub>育王、与<sub>レ</sub>師相得驩甚。嘗戲曰、脱我先去、公当<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>後事。及<sub>レ</sub>仏日得<sub>レ</sub>遺書、夜至<sub>レ</sub>天童。凡送終之礼、悉主<sub>レ</sub>之、因<sub>レ</sub>拳<sub>レ</sub>師弟子法為<sub>レ</sub>繼<sub>レ</sub>席。識者方知、二尊宿各伝<sub>レ</sub>一宗、而以<sub>レ</sub>道相与<sub>レ</sub>、初無<sub>レ</sub>彼此之間<sub>レ</sub>也。

という興味深い消息が伝えられている。紹興二十七年(一一五七)九月に示寂まもないことを察した正覚は越州(浙江省)や明州の檀越を巡り、一〇月七日に天童山に帰山し、翌朝に臨峰の阿育王山広利禪寺の住持であった大慧宗杲(妙喜、仏日禪師、一〇八九—一一六三)に遺書を呈して示寂している。このとき遺書を得た宗杲は夜に天童山に到り、後事万般を取り仕切っているが、とくに正覚の弟子の中から法為を推挙して天童山の後席を継がしめて住持となしている。宗杲は生前の正覚との道交から法為を後住に推挙しているわけであり、人々は宗杲と正覚がそれぞれ臨濟宗と曹洞宗を伝えてはいても道においては彼此の相違のないこと知り、二人の交友の深さを実感したと伝えられる。当時、法為は嗣宗ら初期の高弟が示寂した後、おそらく最長老格の法嗣であったため、宗杲は法為を正覚の後住として推挙したものであろう。「扶桑五山記」一「天童住持位次」によれば、

十六、宏智覺禪師。十七、為禪師。十八、大休珙禪師。

とあり、正覚のつぎに法為を載せており、「天童寺志」巻三「先覚攷」の「法為禪師」の項においても「为天童十七代住持」と記されているから、第一六代中興の正覚の後を継いで法為は第十七代住持に就いていることが知られる。

天童山における法為の活動として注目すべきは、「兩浙金石志」巻九に「宋東谷無尽燈碑」として、

大宋国紹興府上虞県管郷市郭尚徳坊第三保居住清信奉三宝女弟子陳氏五娘、施淨財三十六貫文、入明州天童山東谷庵、燭長明無尽燈一椀、供養先和尚覺禪師塔前功德、祝獻自身行年本命元辰、照臨星象、灑罪滯、莊嚴種智者  
 弟子莊宇妻吳氏、百六娘、共施淨財三十六貫文、就東谷庵、燭長明無尽燈一椀、供養觀音菩薩功德、祝獻自身行年本命元辰、乞求花男子、早遂心願、女弟子莊四四娘、施淨財三十六貫文、就東谷庵、燭長明無尽燈一椀、供養本師釈迦如来功德、答還先許願心円満、乃懺罪滯、莊嚴種智者

右伏惟三宝証明、天龍炳鑿謹疏

泰州海陵県居住清信奉仏弟子樊寶并妻范氏妙真・男陳樊遵・還媳婦許氏小三娘・張氏十二娘、共施淨財三十六貫文足、入明州天童山東谷庵、共点昼夜長明無尽燈一椀、供養先和尚覺禪師塔前功德、各屬門中先亡久遠超昇宝界者

泰州興化県招遠坊今寄居姜堰奉仏弟子琴彦還并妻鍾氏三娘、謹施淨財三十六貫文足、開田三畝、点盧舍那仏閣善知識前無尽燈乙椀功德、作来世之津梁、獲它生之善報、泰州海陵県姜堰居住奉仏弟子周栄并妻李氏興晴、謹施淨財三十六貫文足、開田三畝、点盧舍那仏閣善知識前無尽燈乙椀功德、薦亡父周助二郎・亡文母陸氏四娘子懺悔罪滯、莊嚴福報。

紹興二十八年正月日

募縁直歳僧智宣・山門監寺沙門惠璋・住持伝法沙門法為立石

という碑文が知られることである。この石碑は正覚が示寂して数カ月を経過した紹興二十八年（一一五八）正月に住持伝法沙門の法為および直歳の智宣と監寺の惠璋が中心となって立石されたものである。智宣と惠璋はもともと正覚の門下に在った人々であり、住持が法兄の法為に遷つて後も引きつづき天童山に留まって法為を補佐していたものと見られる。ちなみに、「宋東谷無尽燈碑」の注記として、

右碑題額六字文正書両列、皆捨錢姓氏、在鄞県此里巷小民邀福之疏、無尽燈即長明燈、自晋始也。本命元辰、照臨星象、師巫枕秘、迄令勿替、花男子者、親愛之也。樊寶男為陳、樊遵者為人後也。並媳婦而還之也。三十貫文足者、當時陌不同有省錢也。碑陰刻宏智老人像。

とあり、この石碑の碑陰には大慧宗杲が贊を付した「天童宏智老人像」が刻まれていたことが知られる。「宋東谷無尽燈碑」は正覚の墓塔妙光塔が存する天童山の東谷庵に多くの女性信者や結縁の夫婦らが私財を喜捨して無尽燈を供養し、その加護を願つたものであり、女性信者らは明州の近隣に位置する紹興府（浙江省）の上虞県のほか、遠く泰州（江蘇省）の海陵県や興化県などからも寄進をなしていたことが知られる。おそらく法為は正覚の示寂した直後から石碑の建立に着手し、

多くの檀信の財施を得てこれを完成しているものである。この石碑は当時の仏教信仰の一端を知る上でも貴重な消息を語るものであり、後代の模刻と見られる「宋東谷無尽燈碑」が「天童宏智老人像」とともに現今に伝えられている。この点については拙稿「宏智晩年の行実について 天童宏智老人像の大懸賞をめぐる」(『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第一六号)を併せ参照されたい。

しかしながら、法為が天童山の住持として活動していた期間はかなり短期に限られていたようである。『攻媿集』巻一〇「天童大休禪師塔銘」によれば、

二十五年、尚書王公僕、請住雪竇。二十九年、直閣張公僞、遂以天童招之。師念太白名山、実龍智之後、一遵規式、無所更改、道俗益歸之。

とあり、それまで明州奉化県の雪竇山資聖禪寺の住持であつた真歇派の大休宗珙(一〇九二—一一六二)が天童山第一八世として入院したのが紹興二九年(一一五九)のことであるから、おそらく法為はこのとき天童山の住持を退いたか、または示寂しているものと推測される。したがって、法為が天童山の住持に在つた期間は二年間にも満たない短期に限られていたことにならう。ちなみに周葵が撰した「宏智禪師妙光塔銘」は紹興二九年(一一五九)七月望日に天童山住持の宗珙によつて立石されたものであるから、法為の退住または示寂はそれ以前ということにならう。あるいは法為の代に「宏智禪師妙光塔銘」の立石が計画されたが、法為の示寂によつて第一八代の宗珙による立石となつたものかも知れない。

ところで、『天童寺志』巻七「像塔攷」には「法為禪師塔、玲瓏巖西」と記されており、法為の墓塔が天童山の玲瓏巖の西に存したことを伝えている。法為の墓塔は師の正覚ゆかりの東谷庵ではなく、別所に奉安されていたことにならう。

### (8) 淨慈自得慧暉(慧暉とも、一〇九七—一一八三)

自得慧暉に関してはすでに拙稿「自得慧暉の活動とその禅風(上)(下)」曹洞宗宏智派の源流として」(『駒澤大学仏教学部論集』第二五号と『駒澤大学仏教学部研究紀要』第五三号)において考察をなしておいたが、その補足として若干の追加をなしておきたい。『両浙金石志』巻八に「宋大用庵銘」として、

#### 大用庵銘

廓然之宗、空而不空、智游方外、妙入環中。環中湛存、用之不痕、總造化柄、見離微根。窮極離微、玄枢活機、河橫瀟瀟、

宏智正覚の嗣法門人について(佐藤)

斗軀依稀、依稀成用、用与体共、家未中形、功初内動、動而影彰、靜而智蔵、光容天地、兆變陰陽、陰陽變兆、用得之要、春在百花、風号万敷、殿殿中虚、雖有而無、声不礙器、色不染珠、珠台走盤、不見其端、壁立千仞、赤肉一團、一團赤肉、応縁其足、像合臨鑑、神台居谷、谷神是誰、靈臺自知、説用如鼻、眺用如肩、用之立換、寄世而玩、彈指開門、相招隔岸、隔岸相招、拈却木橋、等間一喚、適用全超、超用較些、相逢作家、雨雲翻覆、雪刃交加、交加不傷、用純愈光、拍拍是令、人当行、当行往還、用亡險艱、如石含玉、似地擎山、山畜海蔵、規円矩方、頸頭得用、恰恰相当、相当函蓋、混成三昧、宛軀機円、縱横用大、大用現前、不存軌則、推倒藩籬、東西南北、南北東西、歸去來令、混之不得、類之不齊、随類而游、開閑自由、天上天下、雲行水流、四明天童山必錫正覚述。

普覚円照大師曇讚、戒行清苦、築庵於義烏之傳山、予為名曰大用。久欲作銘而未果。紹興九年、予守四明、与天童老、款偶縱談、及此以銘屬之。覺欣然不辭、其筆力痛快、殆与信心銘相為後先。明年秋九月己未、始授讚俾鑄之石。

左朝散郎充徽猷閣待制提舉寧州明道宮潘良貴書。門人慧暉立石。鑄者陳璋男曉。

という天童山の正覚の銘文および待制の潘良貴（字は蕺菜・子賤、默成居士、一〇九四—一一五〇）の跋文が載せられている。さらにその注記として、

右碑八文、書額四字、文十五行。正書在鄞縣。按、正覚、姓李氏隰州人。主泗州普照、建炎間主天童。寺僧不滿二百、覺納衆千二百人。所著語録行于世、其文麗則如洞下宗旨。詔謚宏智禪師。潘良貴、字蕺菜、又字子賤。金華人。以上舍釈褐、為博士、遷秘書郎。欽宗時、以言事黜監信州。高宗召為左司諫、改除工部、以不得其言、求去主智明道宮。越數年、除考功郎知嚴州。未幾、請祠起為中書舍人、以修撰提舉太平觀、起知明州、除待制提舉明道宮。有雜著十五卷、朱子為序、極推重之。

と記されている。この石碑は八文、書額に「大用庵銘」の四字があり、文は一五行に刻まれ、鄞県内に存したとされる。跋文によれば、持戒堅固な曇讚（普覚円照大師）という僧が婺州（浙江省）金華の義烏県の傳山に庵を築き、同じ金華出身の潘良貴が大用庵と名付ける。さらに潘良貴は庵に銘を作ろうとしたが、果たせぬままに時が過ぎ、紹興九年（一一三九）に明州（四明）の府守となった際に、天童山の正覚にこれを依頼している。正覚は快くこれを承諾し、三祖僧璨（鑑智禪師？六〇六？）の「信心銘」にも匹敵する格調高い「大用庵銘」を著している。紹興一〇年秋九月に潘良貴はこれを曇讚に授けて石に刻んでいるわけであるが、このとき正覚の門人として「大用庵銘」を立石しているのが慧暉なのである。

『嘉泰普燈錄』卷三三「賢臣下」の「待制潘良貴居士」の章によると、潘良貴は臨濟宗仏鑑派の何山守珣（仏燈禪師、一七九—一三四）に参禅した人であり、正覚ともかなり道交が存したものらしい。時期からすると、慧暉が明州昌国県の普陀山が明州府城の万寿寺の住持であったときに相当しようが、「大用庵銘」は当時の慧暉の活動の一端を如実に伝えるものとしても貴重な金石資料といえよう。常盤大定編『支那仏教史蹟踏査記』によれば、大正九年（一九二〇）一〇月の時点で、正覚に関するものとして、天童山の東谷庵に「第十六代宏智覚仏塔」と題する卵塔、および堂中に石碑として「宏智禪師後録」と「大用庵銘」が存したことを伝えているが、現今、それらの石碑はすでに残されていないようである。慧暉ゆかりの「大用庵銘」の石碑が散逸しているのは惜しまれる。なお潘良貴には『黙成文集』八巻が存するが、正覚や慧暉に関する記載は存していない。

(9) 育王了黙（？ — 一一五六？）

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、了黙は自得慧暉について九番目にその名が載せられているから、ほぼ慧暉と同じ頃に正覚に参学嗣法しているものと見られる。了黙についてはその足跡が定かでなく、従来、その住持地も知られていない。ただ、注目すべきは『扶桑五山記』一「育王住持位次」に「十八黙禪師」とあり、また『明州阿育王山統志』巻六「先覚攷補遺」に「第十九代黙禪師 六月廿七日忌」とある黙禪師が年代的にこの人に当たるとは推測するものであり、了黙が明州（浙江省）鄞県東五〇里の阿育王山弘利禪寺に住持したと見るものである。

この点、考慮すべきは南宋末期に活躍した大憲派の物初大観（一一〇一—一一六八）が『物初贖語』巻一七「跋宏智帖」において、

右宏智老人一帖、乃答嗣子住育王山也。当南渡、紹興間、天育諸山、以郡帖居耳。今日奉旨、則特恩也。師居天童、嗣居五凡、盛哉。洞上宗風、一時之盛。第不知為誰、帖中不書名号、僧史逸蹟、皆此類。掌吾記者、照禪人書此、試將紹隆以後僧史尋繹、其以曉我。

という記事を残していることであろう。大観は大憲派の北磻居簡（敬叟、一一六四—一二四六）の法嗣であり、本人も阿育王山の住持を勤めたことで知られ、『物初贖語』はその詩文集として名高い。すなわち、大観の「跋宏智帖」によれば、この正覚の帖は法嗣が阿育王山に住持するのに対して答えたものであり、このとき正覚の法嗣として阿育王山に住持した

門人というのが了黙に当たるものと見られる。宋が南渡してまもない紹興年間（一一三一—一一六二）の頃には天童山や阿育王山などの諸刹の住持も後のように勅旨を奉じて入院するのではなく、単に郡帖によって決められていたことが知られる。また大観は正覚が天童山に居し、法嗣が阿育王山に居していたことを、「師は天童に居し、嗣は玉几に居す。盛んなるかな、洞上の宗風、一時の盛んなり」と称えている。しかしながら、大観の当時わずか一世紀ほどを隔てたのみの時点で、阿育王山に住持した正覚の法嗣が如何なる禅者であったのが不明とされており、大観はそのことを残念に思っていたらしい。大観が「跋宏智帖」で不明とした阿育王山住持の曹洞禅者こそ、正覚の法嗣のひとり了黙であろうと推測するものである。

了黙は阿育王山の第一八代または第一九代として住持しているが、了黙の前住はかつて正覚の門下に在って後に黄龍派に転じた野堂普崇であり、了黙の後住は正覚の推挙で紹興二六年（一一五六）一月に入院した大慧宗杲にほかならない。とすれば、阿育王山の普崇・了黙・宗杲という三代の住持はともに正覚ゆかりの人々であったことが知られる。このほか正覚の法兄で了黙の法伯に当たる真歇清了（寂庵 悟空禅師、一〇八八—一一五二）もかつて阿育王山の住持を勤めている。

『明州阿育王山統志』の「先覚攷」によれば、了黙は某年の六月二十七日に示寂したとされるが、つぎの宗杲が阿育王山に住持するのが紹興二六年十一月のことであるから、あるいは了黙が示寂したのはその年の六月二十七日であったのではないかと推測される。了黙が示寂した後、無住となっていた阿育王山に正覚は梅州（広東省）配流を終えて帰ってきた宗杲を推挙したのであろう。正覚と宗杲という偉大な二禅者の影に隠れて、了黙の存在は歴史の彼方に消えていった感がある。

#### (10) 保寧師秀

「宏智禅師妙光塔銘」によれば、師秀は一〇番目にその名が載せられている。この人についても従来まったく住持地や足跡が知られていない。そんな師秀の消息を伝える手がかりとして、二巻本『大慧普覚禅師語録』すなわち『大慧禅師禅宗雜毒海』巻下「讚仏祖」には「萃長老写『宏智禅師与師相对像』求『讚』」について、

保寧秀和尚。

坐鳳凰臺、伝天童道。自在快活、不属作造。失郷関者、方便指帰。迷宝所者、引之令到。一条渾鋼脊梁、鉄棒打之不倒。観者高著眼、且不得草草。

という祖賢が存し、そこに「鳳凰臺に坐して、天童の道を伝え」とあることに注目したい。これは天童の道を伝えて金陵（南京）建康府の鳳凰臺すなわち鳳凰山保寧禪寺に住持した秀和尚のために大観宗果がなした祖賢であるが、この秀和尚こそ天童山の正覚の法を嗣いだ師秀その人のことを指しているのではないかと推測するものである。もっとも保寧寺にはかつて北宋末期に雲門宗の法雲法秀（円通禪師、一〇二七—一〇九〇）が住持したことが知られており、同じく保寧秀と称されてよいことになるが、法秀は天衣義懷（振宗大師、九九三—一〇六四）の法を嗣いでいることから「天童の道を伝う」とはならない。

師秀が住持した保寧寺については、『景定建康志』巻四六「祠祀志三 寺院」に、

保寧禪寺、在城内飲虹橋南保寧坊内。吳大帝赤烏四年、為西竺康僧舍（舎）建寺、名建初。晉宋有鳳翔集、此山、因建鳳凰臺於寺側。晉宋更寺名曰祇園、齊更名曰白塔。唐初復、名曰建初、開元更名曰長慶、南唐更名曰奉先。本朝太平興國中、賜額曰保寧。祥符六年、增建經鐘樓・觀音殿・羅漢堂・東西方丈、莊嚴盛麗、安衆五百。又建靈光・鳳凰・凌虛三亭、照映山谷。困（）堯塼墻五百丈、茂林修竹、松檜蔽蔚、詔歲度五僧。政和七年、勅改神霄宮、建炎元年、勅復旧額。三年四月、大駕幸江寧、權以為行宮。閏七月、如浙西。其後命即府治、修為行宮、而御坐猶在。本寺歲久屋弊、留守馬光祖、重建殿宇及方丈・觀音殿・水陸堂・厨堂・庫院、移鐘樓冠青龍首。增建廊屋橫直二十八間、作新建鳳凰臺記、詳見鳳凰臺下。

とあり、ほかに『至大金陵新志』巻一「祠祀志二 寺院」の「保寧禪寺」の項や、『金陵梵刹志』巻四八「廢寺」の「保寧寺」の項などにも同様の記事が存している。また『扶桑五山記』一「大宋國諸寺位次」によれば、

保寧、建康府、開山牛頭融禪師。鳳凰臺、又鳳凰山。正受堂・氷雪相看、方丈、古林住持揭之。

と記されている。これらによれば、保寧寺は呉のときに西インドから来た康僧会（二八〇）を開山として赤烏四年（二四二）に創建された建初寺をその前身とし、江南最初の仏教寺院として多くの寺名の変遷などを経て、北宋の太平興國中（九七六—九八四）に保寧禪寺の額を賜わっており、大中祥符六年（一〇二三）には經鐘樓・觀音殿・羅漢堂・水陸堂・東西方丈などを増築し、修行僧五〇〇人を收容する大寺院となったとされ、楊岐派の保寧仁勇が活躍したことが知られる。ところが、北宋末期の政和七年（一一一七）に神霄宮として道觀に改められ、建炎元年（一一二七）に一旦は寺に戻ったものの、建炎三年（一一二九）四月から閏七月までの間は南宋の行宮（行在所）に充てられている。その後、再び寺に復帰して堂宇が刷新されているから、師秀が保寧寺に住持していたのは、萃長老写「宏智禪師与師相對像」求讚」における大観

宗泉との関わりなどを踏まえると、紹興年間（一一三一—一一六二）の末の頃であつたと推測される。

「保寧秀和尚」の祖贇に「郷閩を失する者には、方便して指帰し、室所に迷う者には、之れを引いて到らしむ」とあるのは、おそらく北宋末南宋初の動乱期に郷里を捨てて南に逃れて来た人々に對し、師秀が保寧寺を解放して安息の場を与えたことを意味し、仏法の帰所に迷う者に對しても適切な化導をなした消息を語るものである。ちなみに師秀とほぼ同時代には同じ曹洞禪者として真歇清了の法嗣である保寧興譽もやはり保寧寺に住持しており、楊岐派でも圓悟克勤（無著、仏果禪師、一〇六三—一一三五）の法嗣で宗泉と同門に当たたる禪者として、蓬庵端裕（仏智禪師・大悟禪師、一〇八五—一一五〇）や華藏安民（密印禪師）などが保寧寺に住持したことが知られている。

おそらく師秀は宗泉とも何らかの関わりが存した禪者と見られ、師秀の門人などが頂相（肖像画）を描いて宗泉のもとを訪れて直接に贇を依頼したものであろうか。宗泉は「保寧秀和尚」の祖贇の中で、師秀が鳳凰臺に坐して天童の道を伝え、自在の接化をなして多くの人々を導いたことを特筆している。宗泉が讃歎を惜しまないほどの師秀の存在にはきわめて興味深いものが存するが、他にこの人に關する記載がどこにも見られないことには一抹の寂しさを覚える。その後、保寧寺は五山十刹制度では甲刹に列せられており、元代にも松源派の古林清茂（金剛幢・扶宗普覚仏性禪師、一二六一—一三一九）などが化導を敷いているから、かなり名声を馳せた刹刹であつたと見てよい。

### (11) 行従

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、行従は一番目にその名が載せられている。『宏智禪師語録』卷二「真州長蘆覺和尚拈古」は「侍者行従集」とあるから、すでに正覚が真州（江蘇省）儀徵県の長蘆崇福禪院に住持していた頃、行従は參學して侍者を勤めていたことになる。また『宏智禪師語録』卷六「明州天童山覺和尚偈頌」には、

送從上人馳書至京西

神帔蒙頭自照人、月明堂上転機輪。肯伝千里鶻鷄語、要作十分棠棣春。雪嶺同風當日事、石頭束屐旧時隣。家林歸臥長連繩、滿眼清光不見身。

という偈頌が存している。これは行従が何らかの用件で正覚の書簡を持參して京西に赴くのに對して書き与えたものである。京西とは宋代に置かれた路名であり、洛陽（河南省）以西から黄河以南の地を指しているから、おそらく行従は北宋

最末期が南宋最初期の動乱の中で正覚の書を京西に賣しているものと見られる。

さらに『宏智禪師語録』卷六「明州天童山覚和尚眞贊偈頌」にも、

從首座画予於松石間求贊。

孤坐黙黙、倚杖沈沈、石樓雲而無像、松嘯風而有音。応今珠盤不撥而自転、湛今玉井随汲而弥深。諸塵不受今十分清氣、三際無寄今一片閒心。

という行従に関わる眞贊が載せられている。これはおそらく天童山で首座となつた行従が松石の間に立つ正覚のすがたを頂相に描いて贊を求めたのに対し、正覚が自ら贊を付して与えたものである。ただ、行従が天童山にて首座を勤めた後、如何なる禪刹に住持したのか、その後の消息は残念ながら定かでない。

## (12) 清潭宗栄

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、宗栄は二番目にその名が載せられている。ただ、すでに『宏智禪師語録』卷一「江州廬山円通崇勝禅院語録」は「侍者宗栄編」とあるから、正覚が江州（江西省）の南、廬山の円通崇勝禅院に住持していたときには参随して侍者を勤めていたことが知られ、『宏智禪師語録』卷六「明州天童山覚和尚偈頌」にも「栄上人発心知羅漢堂、辨茶油擘乞頌」という偈頌が収められている。その後も宗栄はおそらく正覚に随侍して天童山に在つたものと見られ、この間に正覚の法を嗣いでいるのであろう。『宏智禪師語録』卷五「天童覚和尚眞贊」には、

清潭宗長老写師像求贊

家山水、台静忘処所、友魚鳥、台動忘爾汝。黙黙之得誰伝、的的之宗旨自攀。氷壺春未回而痕垢無些、玉林月已上而清光有許。湛存此箇宗乘、肯壞人家男女。黄梅之鉢笑、夜偷、少室之衣疑、浪与、方徹地区、円該天宇。神発幽而空谷応呼、声出礙而霜鐘忽杵。

という眞贊が伝えられている。これは宗栄が清潭寺に住持した際に師の正覚の頂相を写して贊を求めたのに対し、天童山の正覚が自贊を付して与えたものである。ただ、残念なことに宗栄が住持たとされる清潭寺が具体的に何れの地に所在した禅寺であったのか、いまだ明確にし得ていない。

(13) 広慧法聡（法聰）

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、法聡は二三番目にその名が載せられている。ただし、『兩浙金石志』所収の「宏智禪師妙光塔銘」では法諱が法聡ではなく、法聰と表記されているが、これは法聡の誤写と見てよからう。『嘉泰普燈錄』卷二の目錄に「機語未見」として「慶元府広慧法聡禪師」の名が載せられている。また『仏祖宗派總圖』には「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「明州広慧法聡 本州林氏」と記されているから、これによれば法聡は明州慶元府の林氏の出身であったことになる。ただし、同門の石窓法恭もまた明州の林氏とされるから、『仏祖宗派總圖』が資料の作成に際して混乱を来たして法聡をも明州の林氏とした可能性も存するが、地域的には一応は認めてよい説といえる。あるいは法恭と法聡は同じ林氏の同族としてともに天童山の正覚に参学したのかも知れない。少なくとも法聡は近隣の天童山で化導を敷いた正覚の道風を慕ってその門に投じたものと見られ、ついにはその法嗣の一員に列しているわけである。法聡が住持した明州慶元府の広慧寺とは『宝慶四明志』卷一「郡志・叙祠」の「寺院 禪院」に、

万寿院。子城東南一里。在唐為慧燈院。咸通十三年。史君周景。遇捨麻宇以建。仍捨田以常住。闡諸朝而賜額。皇朝開宝八年重建。太平興國七年。改崇壽。政和八年四月。改広慧。專充啓建祝聖道場。建炎四年。火于兵。重建。嘉定十三年。再火又重建。或謂慧字從慧從心。于星皆火譌也。為寺額不利。郡為闡于朝。紹定元年正月十三日。有旨賜今額。是日東北廂火。環。寺皆延燬。而寺獨存。人咸異之。本寺常住田一千四百五畝。山一百一十畝。

とあり、明州子城東南または明州府城東北隅に存した清涼広慧禪寺のことを指している。唐の咸通十三年（八七三）に慧燈院として創建されたことに始まり、北宋の政和八年（一一一八）に広慧寺と改められ、啓建祝聖道場に定められている。相次ぐ火災のため紹定元年（一二三二）に万寿禪寺と改められている。曹洞禪者としては、法聡の後に真歇派の足庵智鑑（一一〇五—一一九二）も乾道八年（一一七二）にこの寺に入寺している。ちなみに『元亨釈書』卷二「釈采西」の章などによれば、日本の明庵采西（千光法師、一一四二—一二二五）が乾道四年（日本の仁安三年、一一六八）に初めて入宋した際、広慧寺の知實（知客）と問答して禅宗の消息を知った逸話が伝えられているが、法聡が広慧寺に住持していたのはこの頃であつたのかも知れない。

『嘉泰普燈錄』卷一七の目錄に「広慧法聡禪師法嗣一人」として「慶元府普照戒禪師、機語未見」とあり、『仏祖宗派

総図」にも「明州広慧法聡 本州林氏」の法嗣として「明州普照戒禾上」とあり、さらに駒澤大学図書館所蔵の『伝燈歴世譜』下にも「慶元広慧法聡」の法嗣として「明州普照戒」と記されるなど、法聡の法を嗣いだ門人として普照戒の名が知られている。普照戒が住持した明州慶元府の普照寺については、明代に編集された『敬止録』巻二六「寺観考一 城中」に、

普照院 県治西南二里半。旧号「福明院」。唐咸通三年建。宋大中祥符元年、賜「普照額」。嘉定十三年火。重建。元至元二十六年火。重建。(下略)

とあるから、鄞県治西南二里半に存した普照院(もと福明院)がこれに該当しよう。法聡や普照戒と同時代に大慧派の橘洲宝曇(少雲 一一二九 一一九七)が『橘洲文集』巻九「榜疏」の「明州南城普照河塗田疏并序」において「本院去城七里、古松流水、環繞其居」と記しているから、明州府城南七里に存した南城の普照院であることが知られ、府城からの距離と県治からの距離で若干ながら表現が異なるが、同一の寺院を指していると見てよい。

#### (14) 雪竇清萃(清粹)

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、清萃は「四番目にその名が載せられている。『嘉泰普燈錄』巻二三の目録に「機語未見」として「慶元府雪竇糴禪師」の名が載せられており、『続伝燈錄』巻二四の目録でも「無録」として「雪竇糴禪師」とあるが、『祖燈大統』や『五燈全書』の目録では「雪竇清萃禪師」と改められており、両者を同一人物としている。萃は叢(草むら)とか集まりの意であり、糴は語の意味が定かでないが、おそらく萃と発音が同じなのであろう。『宏智禪師語録』巻六「明州天童山覚和尚真贊偈頌」は「侍者清萃・法恭編」とあるから、法諱としては清萃の方が正しい表記と見られ、清萃は天童山において石窓法恭とともに侍者として正覚に随侍していたことが知られる。おそらく清萃は法恭と年齢的にも近い人であった推測されるが、『玫瑰集』巻一〇の「瑞巖石牕禪師塔銘」には法恭と関わった人に清萃の名は見られない。

ところで『宏智禪師語録』巻五「天童覚和尚真贊」には、

保福萃長老写「師像」求<sub>レ</sub>贊。

少食<sub>レ</sub>藥而齒黃、老飽<sub>レ</sub>塩而瘦亡。兔分<sub>二</sub>月魄<sub>一</sub>入<sub>二</sub>犀角<sub>一</sub>、蜂採<sub>二</sub>華滋<sub>一</sub>歸<sub>二</sub>蜜房<sub>一</sub>。源深流長、體明用光。巍巍堂堂、煒煒煌煌。檀篆香消

宏智正覚の嗣法門人について(佐藤)

黙無語、烏藤相伴倚纏牀。

という真贊が伝えられている。これは清萃が保福なる寺院に住持した際に師の正覚の頂相を写して贊を求めたのに対し、天童山の正覚が自贊を付して与えたものである。ここにいう保福とは状況的に明州慶元府鄞県東南七〇里の大梅山に存した保福禅院のことを指しているものと見られる。すでに述べたごとく保福院には清萃の法兄に当たる信悟も住持しており、清萃もその後席を継ぐかたちで入院開堂しているのである。この真贊は正覚の晩年に近い頃の作と見られるから、清萃が保福院に開堂出世したのは紹興二〇年（一一五〇）前後の頃と推測される。なお保福院についてはすでに信悟の箇所であつたので、ここでは再説しない。

さらに注目すべきは、參学比丘法宏・道謙編の二卷本『大慧普覚禅师語録』すなわち『大慧禅师禅宗雜毒海』卷下「讀仏祖」に、

荦長老写「宏智禅师与師相对像」求讚。

両眼对「両眼」、各担「一片板」、合得無「鐘鐺」、会倍非「遲晚」、傍觀有「人敢定当」、許「伊曾喫」大虫胆。

という祖贊が伝えられており、これについて「保寧秀和尚」の祖贊が存していることはすでに師秀の項で触れた通りである。「荦長老、宏智禅师と師と相対する像を写して讚を求む」という祖贊は楊岐派の大慧宗杲がなしたものであつて、正覚と宗杲の相対した画像すなわち「大慧宏智「禅师揖讓図」を写した清萃が宗杲のもとを訪れて贊を求めたのに対し、宗杲がこれに応じて贊を付して清萃に与えた内容にはかならない。宗杲は紹興二六年（一一五六）に梅州（広東省）配流を終えて明州慶元府に帰還しているが、このとき正覚が天童山に到る途中の揖讓亭まで宗杲を出迎えたことは、禅門の美談としてかなり印象的な出来事であつたらしい。互いに席を譲り合う正覚と宗杲の消息を題材にした画像を描いた清萃が親しく宗杲の席下を訪ね、画像を呈して贊を求めているわけであつて、すでに両者の生前から揖讓図が画の題材として珍重されはじめていたことが知られる。これは『大慧普覚禅师年譜』の「紹興二十七年」の項に、

作楊岐五世讚・黄龍忠道者・天童覚禅师「老揖讓図」讚。

とあるのと合致するものと見られる。清萃が宗杲に贊を依頼したのは紹興二十七年（一一五七）のことであり、おそらく正覚がいまだ健在の頃のことであらう。この年の一〇月に正覚が示寂しているが、それ以前に宗杲は楊岐方会・白雲守端・五

祖法演・圓悟克勤および宗杲自身という楊岐派五世の贊や、洪州（江西省）黃龍山の牧庵法忠（忠道者、一〇八四—一一四九）の頂相贊とともに、正覚との揖讓図に贊を付しているわけである。宏智禪師の勅諭号が用いられているのは、『大慧禪師神宗維壽海』の編集が正覚の示寂後になされているためであり、実際にはおそらく「宏智禪師」の部分は「天童覚禪師」となっていたものと見られる。当時、宗杲は明州鄞県の阿育王山広利禪寺に住持となっており、やがて正覚の葬儀万般を終えて後、杭州余杭県の径山能仁禪院（後の興聖万寿禪寺）に遷住していくわけである。このとき清萃は長老とあるからおそらく保福院の住持であったものと見られ、清萃が宗杲とも関わりを持ち、その信認を得ていたことが知られる。

ところで、『嘉泰普燈錄』巻一三の目録に「機語未見」として「慶元府雪竇糞禪師」の名が載せられ、後代の禅宗燈史でも目録のみながら「雪竇清萃禪師」と記されていることから、清萃もまた同門の人々と同じく明州奉化県の雪竇山資聖禪寺に住持していることが知られる。『雪竇寺志略』「禪師」の「宋」には、自得慧暉について「糞禪師 嗣天童覚」とあり、『四明山志』巻二「伽藍」の「雪竇資聖寺」の項にも「慧暉」の記事について「釈糞、嗣天童覚」と記されている。また『雪竇寺誌』巻四「祖系」には慧暉より先に「雪竇糞禪師 曹洞宗第十一世、師嗣天童覚」と記している。これらの記事によって清萃が雪竇山に住持していることが判明するわけであるが、その住持時期に関しては明確でない。正覚の法嗣として雪竇山に陞住しているのは、闍庵嗣宗・自得慧暉・石窓法恭といった錚々たる禅者であるが、彼らに伍して清萃もまた雪竇山に化導を敷いていることが知られ、おそらく慧暉や法恭と相い前後して住持したものである。

### (15) 烏巨正光

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、正光は一五番目にその名が載せられている。『嘉泰普燈錄』巻一三の目録に「已上機語未見」として「衢州烏巨光禪師」の名が載せられている。『仏祖宗派総図』にも「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「衢州烏巨光禾上」と記されている。従来、正光に関してはその情報がまったく知られなかったが、幸いに南宋代の費衰（字は補之）が編じた『梁谿漫志』巻九「二儒為僧」の項に、雲門宗の倚松如鑿（字は德操、一〇六五—一一二九）の記事について、

吳元中丞相之弟、名敘、字元常、亦能詩、有水竹清瘦霜松孤之句。除南京敦宗院教授、未赴、忽棄官為僧、法名正光、歷住万  
年・国清請刹、晚主衢之烏巨寺。一子亦早夭、其婦守志不嫁、光年益老感疾、婦必躬造飲饌以進、積久不懈、後元中丞相薨、

当家無人。其祖母韓夫人、妻之元常婦故官。詔許之、元常迄不就。凡住名刹四十年而終。

という烏巨寺に住持した正光という禅者の興味深い記事が見い出せる。ここには正覚との関わりこそ記されていないが、活動の地が同じ烏巨寺であり、法諱の下字が同じ光であり、また年代的にも一致していることから、「宏智禅師妙光塔銘」に挙げられる正覚の嗣法門人のひとり正光と見てまちがいはなかつ。

この記事によれば、正光はもと儒者であり、北宋第九代皇帝の欽宗（趙桓、一一〇〇—一一六一、在位は一一二五—一二二七）の治世に丞相であつた呉敏（字は元中、一〇八九—一一三三）の俗弟で、呉敏（字は元常）というのが出家する以前の俗名であつたとされる。おそらく師の正覚ともそれほど年齢差はなかつたものと見られる。兄の呉敏と同じく真州（江蘇省）儀徴県の人であり、おそらく在俗の頃から真州六合県の長蘆崇福禅院に住持した真歇清了や正覚ら曹洞禅者の影響を受けていたのである。ちなみに兄の呉敏も中橋居士と号し、清了の「真州長蘆了禅師劫外録序」を書した人として知られており、『重修儀徴県志』巻二〇「寺」による。

崇因永慶寺。申志云、在「北山」。宋靖康初、呉敏請為「功德院」。陸志下有「敏曇」亦在焉。後徙於城内、元大德間、僧和徒遷「故地」。明洪武間、陸志下有「僧範真」重建、今名「北山寺」。

として崇因永慶寺の項目が存するが、その補注として、

陸志引「元余廷俊記」曰、崇因永慶寺、宋丞相呉敏元中、靖康間所創、真歇了弟子通師有「高行」、遂延為「開山祖」。（後略）

と伝えている。真州儀徴県の北山にある崇因永慶禅寺（北山寺）は靖康元年（一一二六）に宰相の呉敏が功德院とし、清了の法嗣であつた北山法通（通烏頭）を開山祖師に迎えたものであり、この点は『揚州府志』巻二九などでも窺える。法通は正光にとって法從兄に当たっており、俗兄の呉敏と同じく在俗に在る頃から清了や正覚さらに法通などと交遊していたものと見られる。また北山崇因永慶寺には黄龍派の山堂道震（一〇七九—一一六一）の法嗣である北山作なども住持しているが、道震はかつて正覚の師である丹靄徳淳に参学した因縁が存し、清了や正覚とも面識が存した禅者であつたと見られる。したがって、呉敏と正光の兄弟はともに早くから真州において曹洞禅に親しんでいたことにならう。

正光は詩文にも秀でていたようであり、儒者として認められて南京敦宗院の教授に内定していたが、突然、官職を棄てて禅僧となつたとされる。出家前に一子を設けていたが、早くに亡くなつたとされ、また先の教授職からしても、その出

家は壮年に至つてのことと推測され、おそらく南宋の成立した直後のことであろう。あるいは最愛の子を失つたことが出家に至る大きな要因であつたのかも知れない。正光はそのまま正覚の門に投じたものと見られ、おそらく法諱の正光といふのも正覚による命名であつたに相違なからう。

ただ、出家受戒後も無難にすぎたものではないらしく、兄の吳敏が紹興二年（一一三二）に逝去すると、俗家に継嗣がなかつたために、祖母の韓婦人（韓氏）は正光に還俗してかつての官職に戻ることを要望したとされる。しかしながら、正光の志はきわめて堅く、ついに世俗に帰ることを潔しとせず、出家修道の道を歩んでいく。還俗すれば、宰相の地位すら可能であつたにも関わらず、正光は世俗の権威や世縁のしがらみに縛られることなく、自らの意志を貫いているわけである。

正光が正覚との間で交わした機縁の問答が如何なるものであつたのかは記されていないが、正覚に得法した後、正光は台州（浙江省）の天台山に存する万年寺や国清寺などの諸刹を歴住したとされる。正光が万年寺や国清寺に住持している事實は従来まつたく知られておらず、台州地域における宏智門下の貴重な活動の一端が新たに知られたことにならう。『嘉定赤城志』卷二八「寺觀門」の「天台 禪院」の「万年報恩光孝寺」の項によれば、

万年報恩光孝寺、在<sub>二</sub>東北五十里。唐太和七年、僧普岸建。旧<sub>二</sub>經云、隋大業二年建。初晉興寧中、僧曇猷<sub>レ</sub>此。四顧<sub>二</sub>八峯、迴抱<sub>二</sub>双澗合流、以爲<sub>二</sub>真福田<sub>一</sub>也。遂<sub>レ</sub>經始焉。會昌中廢。大中六年、号<sub>二</sub>鎮國平田<sub>一</sub>。梁龍德中、改<sub>二</sub>福田<sub>一</sub>。國朝雍熙二年、改<sub>二</sub>壽昌<sub>一</sub>。建中靖國初火、崇寧三年重建、号<sub>二</sub>天寧万年<sub>一</sub>。紹興九年、改<sub>二</sub>報恩光孝<sub>一</sub>、後改<sub>二</sub>光孝<sub>一</sub>。先是、太平天禧中、累<sub>レ</sub>賜<sub>二</sub>袈衣宝蓋及御袍展諸珍玩、甚衆故有<sub>二</sub>親到堂・妙蓮閣・覽衆亭<sub>一</sub>。淳熙十四年、日本國僧宋西、建<sub>二</sub>三門西廡、仍開<sub>二</sub>大池<sub>一</sub>。香積有<sub>レ</sub>釜極深広、世伝<sub>二</sub>闍提首那尊者所<sub>レ</sub>鑄、東南十里有<sub>レ</sub>嶺、曰<sub>二</sub>羅漢<sub>一</sub>。巨杉偃蹇<sub>二</sub>之大百間<sub>一</sub>。凡<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>五百大士<sub>一</sub>、必<sub>レ</sub>於是邀請云。

と記されている。万年報恩光孝寺は天台山中にあつて天台東北五十里に存し、唐の太和七年（八三三）に百丈下の平田普岸（七七〇—八四三）によつて創建された禅寺であり、宋代には何度かの寺名の改変がなされている。万年寺には正光と相い前後して臨濟宗仏眼派の無著道閑（？—一四七）や黄龍派の雪巖法一（貫道、一〇八四—一一五八）が住持しており、ついで黄龍派の心聞曇賞や楊岐派の簡堂行機（一一一三—一一八〇）さらに大慧派の混源曇密（一一二〇—一一八八）なども住持している。淳熙一四年（一一八七）のできごととして日本の明庵栄西（千光法師、一一四二—一二二五）がこの寺で黄龍派の虚庵懷敏に参学していた折に、三門と西回廊を建立したことが伝えられている。

また同じく正光が住持した国清寺についても、『嘉定赤城志』卷二八「寺觀門」の「天台 禪院」の「寺」の項に、

景德国清寺、在「東北二十里」。旧名「天台」。隋開皇十八年、為僧智顛、建。先是、顛修禪於此、夢定光告曰、寺若成国即清。大業中、遂改「名国清」。李善記所謂「心運題」寺是也。唐會昌中廢。大中五年重建、加「大中」。額乃柳公權所書。国朝景德二年、改「今額」。前後珍賜甚夥、合「三朝御書」幾百卷。（中略）建炎二年、重新之。

とあり、その簡略な変遷が知られる。国清寺は隋の煬帝（楊広、五六九—六一八、在位は六〇四—六一八）が天台宗祖の天台智顛（智者大師、五三八—五九七）のために開皇一八年（五九八）に創建したものであるが、北宋代の景德二年（一〇〇五）には景德国清禅寺として禅宗寺院に位置づけられていたことが知られ、当時の国清寺には正光のほかにも雲門宗の寂室慧光・愚公如印や臨済宗楊岐派の瞎堂慧遠（仏海禅師、一〇三三—一〇七六）さらに同じく楊岐派の簡堂行機（一一三三—一一八〇）などが住持しており、やがて禅宗十刹の第一〇位に制定されている。

ちなみに『嘉泰普燈錄』卷二〇「台州国清簡堂行機禅師」の章に、

台州国清簡堂行機禅師、郡之仙居人、族楊氏。風姿挺異、器識宏遠。年二十五、棄妻孥、往顯慶寺、円顯受具。乃依「国清光禅師」。去游「諸席」、晚契証於此庵。出住「荒山」、次遷「江之円通」。太平之隠靜、天台之万年、再居「隠靜」、後処「国清」。

という記事が見い出せる。これによれば、楊岐派の簡堂行機は台州仙居の楊氏の出身であるが、紹興七年（一一三七）に二五歳で妻孥（妻孥）すなわち妻子を棄てて出家受戒したとされ、その後国清寺の光禅師のもとに依拠したと記されている。ここにいう国清寺の光禅師とは雲門宗の慧林懷深（慈受禅師、一〇七七—一一三三）に法を嗣いだ寂室慧光のことを指しているとも見られるが、『慈受深和尚広録』卷二「偈讚」に、「寄「国清光長老」、兼示「諸衲子」」が存することから、慧光が国清寺で活動していたのは懷深が示寂する紹興二年（一一三三）四月より以前からであったことになり、行機が参学したときの光禅師が国清寺の正光であった可能性も存する。もっとも『攻媿集』卷一〇の「涂毒禅師塔銘」によれば、黄龍派の塗毒智策（一一一七—一一九二）が一九歳で国清寺の寂室慧光に参じていることから、一概には言えないが、仮に正光であったとすると、行機は妻子を棄てて出家し、同じような経歴を持つ正光を慕って国清寺に投じたことにならう。その後、行機は諸方に歴遊し、楊岐派（圓悟門下）の此庵景元（一〇九四—一一四六）に参じて法を嗣いでいるが、正光と同じように万年寺と国清寺に住持している。

この点、『補統高僧伝』卷一一「習禅篇」の「簡堂機伝」では、「行機、号「簡堂」、台州楊氏子、風姿挺特、才庄「儒林」。年二十五棄「妻孥」、学「出世法」、晚見「此庵」、密有「契証」とあり、また『大明高僧伝』卷六「天台国清寺沙門釈行機伝」

には、「釈行機、自号「簡堂」、郡之楊氏子也。生知「夙発」、趣向「高邁」、丰姿挺異、才庄「儒林」。少棄「妻孥」、勤学「出世」、精窮「益典」、逸貫「三乘」。竊欲「離」言畢求「直指」、於是「慕」護国元公之道価、「担」筇相依、「稍触」鉗鎚、「密有」契証」とあつて、ともに国清寺の光禪師には触れていないが、状況からすると、行機は儒者としてそれなりの評価を得ていたが、妻子を捨てて出家し、仏典の教えを究めた後に禪門に投じたものらしく、最終的に天台山護国禅寺の景元の法を嗣いでいるわけであるが、その間に正光に参じてその薫陶を受けているとすれば、境遇的に似ているだけに興味深いものがある。

最後に正光は衢州（浙江省）の烏巨寺に遷住しているが、『宏智禪師語録』巻五「天童覚和尚真贊」には、

烏巨光長老写「真求」贊。

骨寒氣羸、頂雪頰絲、牛首之懶、虎頭之癩、兀兀逃禅处、空空遠仏時。九万鵬風扶「羊角」、千年兔月臥「蛾眉」。門門幻起、塵塵智隨。蝴蝶夢游吟「狂生齊」物、桃華眼冷吟「靈雲」不疑。初無「稜縫」、渾真「鍼錐」。巴陵曾对吹毛劍、珊瑚撐「月夜」枝枝。

という真贊が伝えられている。これは烏巨寺に入寺するのの際して、正光が天童山の正覚に像贊を請うたものであり、「頂の雪、頰の糸」とあるから時期的には正覚の晩年の頃であつたと想定される。明代の天啓三年（一六一三）に刊行された『衢州府志』巻一「形勝 郡地山川」の「西安附郭同」によれば、

烏巨山、東三十五里。東西兩山連亘、西山盤鬱雄秀高可「六七」里、竹樹蒼蔚、夏亡「蚊」暑、冬稍雨即「霽」、東山次之。

とあり、同じく巻一五「翼教志」の「寺觀 西安県」には、

乾明禅寺、城南三十五里、旧名「開明禅院」。宋端拱元年、僧開明禅師儀、召「宴」赴「闕」、賜「对」便殿。未「幾」、乞「遷」山、詔「開明院」、為「乾明禅院」。有「禅師」真像、程俱有「記」。

と記されており、烏巨寺の簡略な変遷が知られる。これらによれば、烏巨寺とは衢州西安県の東（または南）三五里に存した烏巨山乾明禅院のことであり、この寺は北宋の端拱元年（九八八）に雪峰下の鏡清道愆（順徳大師、八六四—九三七）の法を嗣いだ烏巨儀晏（開明禅師、八七六—九九〇）が開山祖師となつて創建されており、正光が入院する直前には臨済宗仏眼派の雪堂道行（一〇八九—一一五二）が化導を敷き、曹洞宗の闡提惟照（一〇八四—一一二八）の法嗣である癡憨如懿なども住持しており、正光が住持した直後にも臨済宗虎丘派の密庵成傑（中峯、一一一八—一一八六）が住持していることから、当時、かなりの名刹であつたものらしい。ちなみに成傑の語録である『密菴和尚語録』巻上には「密菴和尚住衢州西烏巨

山乾明禅院語録」が収められているから、乾明禅院は烏巨山の西山に存したことになる。

また正光が出家した後、その婦人は志を堅く守って再び嫁ぐことがなかったとされ、正光が老いて疾病を煩うや、つねにその身辺にあつて飲食看護の世話を怠らなかつたと伝えられる。正光は宏智門下ではきわめて異色な活動をなした人と見てよく、正光が儒学を棄てて禅門に帰したことは当時の道俗の間でかなり話題となつたのであろう。

ところで、正光は諸刹に住持すること四〇年にして世を去つたとされるが、仮に紹興年間（一一三二—一一六二）の早い時期に出世開堂しているとすれば、その示寂は乾道年間（一一六五—一一七三）の頃といふことになる。世寿に關しても俗兄の吳敏との年齢差を考えれば、すでに八〇歳前後には達していたものと推測される。

### (16) 集成

「宏智禅師妙光塔銘」によれば、集成は一六番目にその名が載せられている。大分県泉福寺所蔵の宋版『宏智禅師語録』巻一の「泗州大聖普照禅寺語録」には「侍者集成編」とあるから、正覚が宣和六年（一一二四）一〇月一日に泗州（安徽省）鳳陽府泗県西の大聖普照禅寺に初開堂出世した際には、すでに集成はその門に投歸し、侍者としてその語録を編集していたことが知られ、『宏智禅師語録』巻六「明州天童山覚和尚偈頌」にも「成侍者求頌」という偈頌が存している。ただ、その割には正覚の法嗣としては第一六番目によくやく名が挙げられていることから、印可嗣法はかなり遅かつたものと見られる。また集成が何れの禅刹に住持したのか、その後の消息については定かでない。

### (17) 道圓（道円）

「宏智禅師妙光塔銘」によれば、道圓は一七番目にその名が載せられている。『祖燈大統』や『五燈全書』には法諱が道圓ではなく道円と記されている。ただ、ほかには道圓に関する記事は存しておらず、その開堂出世した禅刹なども定かでない。

### (18) 善権中岩法濟（妙空円悟大師）

「宏智禅師妙光塔銘」によれば、法濟は一八番目にその名が載せられている。その事跡はまったく不明であるが、わず

かに京都東福寺の円爾（聖一國師、一一〇二—一一八〇）が日本に将来した『宗派図』には、「天童覺」の法嗣として、「翠岩宗」、「中岩濟」、「石窓恭」、「自得暉」という四人の名を挙げている。この中で闍庵嗣宗・自得慧暉・石窓法恭の三人は正覺の門下を代表する高弟であるから問題はないが、そこに互して名を記される中岩濟とは、まさに法濟のことを指しているものと見てまちがいなからう。ただし、中岩というのが法濟の住持地と解するよりも、道号の類であろうと見られる。円爾の『宗派図』はその入宋直前の南宋禅林の動向を如実に反映しているものであるだけに、後代の史料に存しない独自の価値を持つものといつてよい。法濟が直接に円爾と関わった可能性は存しないにせよ、円爾は正覺の門下として法濟の存在に何らかの関心を寄せていたのではなからうか。

ところで、常州（江蘇省）宜興県の善権山広教禅寺に関する記録を集めた『善権寺古今文録』卷三「宋碑上」に、

陳氏舍田記 沈文。

諸仏慈悲、開示檀波羅密大方便門、勸人舍財、以我舍財、成彼証道。証道之因、自舍財始。若憐腸腸、則救死不贖、奚暇事佛法哉。昔迦葉尊者行化、有二貧媪、以二器灌汁施之。尊者飲訖、躬身騰空、現十八變。媪大瞻敬生歡喜心。迦葉成仏、由媪之施也。宜興葉唐陳公無幹、号郷里長者、家饒于財、心樂于施。迺即善権山広教寺、舍永豊善権両郷常熟田二頃有二畝。為未二百石頃有畸、以奉苾芻供。陳公少失怙恃、勤苦立門戶、每懷鞠育之恩、而思罔極之報。今舍此良囑、作大緣事、正欲成就諸上善。人飽食安居、証菩提道、發是心、利己利人、獲福無量。作百千万億貧媪之施、証百千万億迦葉之果。仏法久住則是田也、当与法法等。其為利益、未易數計、况公常于寺舍錢一百万、裝嚴大殿、又於永豊之伏龍、建造齋堂及觀音羅漢堂、像設具備。鑿金焦諸刹、設水陸一十会。公之輕財重施旧矣。吁、寧食豆羹。苟非其人見于色、愚俗之貪痴、往々較錐刀競銖兩、登塵斷罔市利、為多田舍翁守錢虜。雖一毫之利不忍棄捐、祇益子孫之過耳。公肯為此、非賢者孰能之。來求誌其事、予為書之。

乾道元年五月二十七日、左賤教郎新除国子監簿沈文記。

広平程紹祖書陽羨陳宗道、住持伝法賜紫妙空円悟大師法濟立石。

という一文が存している。これは乾道元年（一一六五）五月二十七日に善権山広教禅寺に立石された「陳氏舍田記」という石碑であるが、立石した住持として法濟の名が伝えられており、しかも法濟には妙空円悟大師という勅賜号が付されている。すでに述べたごとく善権山広教禅寺には宏智門下の長老格に当たる闍庵嗣宗と法智が相繼いで住持しており、ここに記された法濟も時期的に正覺の法を嗣いだ法濟と同一人物であろうと推測される。とすれば、法濟は生前に南宋の朝廷より大

師号を下賜されていたことになり、正覚の法嗣のなかでも特別の評価を得ていた人ということになる。

この「陳氏舎田記」の撰者である沈文と揮毫した陳宗道については定かでないが、沈文とはあるいは紹興一八年（一一四八）の進士である開封府（河南省）出身の沈文（字は徳文・義尊、号は榮老、一一〇一？）ではないかと見られ、宜興の陳無幹が常熟田を喜捨したことを記念した一文を撰しているわけである。おそらく沈文や陳宗道らは善権山で法済と交流の深い人々であったものと見られ、法済はかつて法兄の嗣宗や法智が住持した伽藍を乾道年間（一一六五—一一七三）の初め頃においても維持していたことが知られる。

また南宋中初期の周必大（字は子充、省齋居士、一一二六—一一〇四）の『文忠集』巻一六七「泛舟游山録」には「乾道丁亥」の四月の記事として、

癸未早、仲寧、仲賢過善権、設水陸齋。約同登舟、風水俱逆、其行甚緩。晡時掠桐渚、晚望楊氏墳庵、頗壯麗。由小港登焉、方墳闕角、僭侈非度。自此至寺纔數里、乃肩輿以行、過離墨山最高。或謂、与善権通号離墨云。稍前即董山岡碑在焉。欲上而日已落。徑入善権、勅額曰「広教」。初龍園閣待制輔傳揖、興化人、嘗為徽宗端邸、官僚既死、援王陶例未至執政、特賜功德院、而不改広教之額。揖墓在寺側、其墓從亦有「依寺而居者」。按旧碑、寺本齊武帝贖祝英臺莊所置。山東北有石壇、号九斗壇、世伝梁武帝禱雨於此。合昌廢寺、田産歸鍾離氏。咸通八年、鳳翔節度使李贛奏云、臣太和中嘗肄業此寺、由巖洞有白龍之異、願以己俸贖田復旧、詔可之。其碑并贛詩尚存、仍画像以祀。南唐時、嘗為道観、後主復為寺。宣政間、傅氏子狗、時又請為崇道観。建炎間復旧。單氏因經云、殿屋乃廬州刺史張崇造寺。多唐人題名、今独乾符以來塑匠役人姓名、班班可見。殿柱上有雷部鬼書曰、駱蕃火者一、謝鈞火者二、字皆倒書。予往視之不見、所謂唐匠姓名、及駱蕃火字、其謝鈞火、入木寸余。（中略）甲申晴、宜興人謂、克時夏雨、甲申而致九年之水、故甚長之。早同仲寧及地理僧淨如、過丁壑下地。去寺約二十里、飯於吳寺丞庵。回至懷相場、入吳秀才庵、少休天氣驟熱、將至善権、由傅公神道繞寺。後訪二洞、約行里余、度小嶺、乃至焉。（中略）遊洞畢、回視傅公家、乃囑。是日、茶罷長老正祥。其死方數日、病後端坐、書偈而逝云。寺在宜興西南、陸行四十里、舟行六十里。（中略）乙酉早、肩輿三里、至董山。按三國志、金陵實録、孫皓因国山有石立、遣司空董朝太常、周処封禪、刻石埋銀龍、銅馬。其下石如圓、故俗呼圓碑。山高數十丈、与徐宗策杖同登。碑字三面可辨、惟東向剥裂模糊。蓋無屋以庇之也。俗呼董山、謂董朝也。碑詞載所遺官姓名、而無周処史氏誤矣。長老法済、齋罷登舟、歸邑。初行十里、四望塵沙漲天、既入湖濱、西北風大作、浪湧舟駛、逼暮方到家。賴昌等報七兄銓試中第二。丙戌、開啓天申節。丁亥、宜興尉趙修職希仁、新鎮江簽判胡通直詣書言、相訪、再遣賴昌、傅勝、如臨安。連日雨寒。

という消息が記されている。これによれば、周必大は乾道三年（一一六七）四月に宜興に到つて善権寺を訪れていることが知られ、善権寺の近隣の史蹟名勝を散策し、寺内の石碑などを見聞しており、その一端を日記として記録に残している。「乙酉」の日の記事に「長老法済」の名が存しているが、ここにいふ善権寺長老の法済も時期的に宏智門下の法済と見てまちがいない。このとき法済は善権寺の住持として周必大らを案内して董山の史蹟を巡つたものらしく、昼食（齋）が終つた後、舟に乗つて帰つたとされる。ちなみに「文忠集」巻首の「年譜」には、

乾道三年丁亥、三月壬寅、携家泛舟入浙、省外舅疾。乙丑達宜興。八月丙申、磨勸転左朝奉郎。戊午癸宜興、十二月丙申至吉。乾道四年戊子四月、除権発遣南劍州。

とあり、この年の四月から八月まで周必大が宜興の地に留まっていたことが確かめられる。また同じく巻三七「疏文」にも「広教寺設供疏文」が収められており、これもおそらく広教寺すなわち善権寺の法済のもとで供養を設けた際の疏文であろう。周必大の来訪によつて、希有にして法済が住持していた当時の善権寺の様子が知られるとともに、古い時期の善権寺の歴史がかなり克明に窺われるのは注目すべきことである。

いま一つ興味深いのは『元亨釈書』巻一三「釈俊蒞」の章に、

五月初、著宋之江陰軍、即寧宗慶元五年也。遊歷兩浙名剎、登天台、蹊石橋、蒸餅峯、左麓、供茶於五百応真。又到雪竇中巖、咨受禅要。入臨安、登徑山、見蒙菴聯禅師。明年春、還四明。

という記載が存することであろう。これによれば、京都東山泉涌寺開山となつた我禅房俊蒞（不可棄法師、一一六六—一二三七）が南宋の慶元五年（日本の建久二〇年、一一九九）に入宋した直後、明州奉化県西の雪竇山資聖禅寺において「中巖」より禅要を受け、さらに杭州（浙江省）臨安府余杭県の徑山興聖万寿禅寺において楊岐派の蒙庵元聰（蒙叟、仏智禅師、一一三六—一一〇九）に参禅しているのである。雪竇山には一二世紀後半から一三世紀初頭にかけて闍庵嗣宗・大休宗珙・自得慧暉・清萃・石窓法恭・足庵智鑑・古巖如璧・海印徳雲・文煥など数多くの曹洞禅者が住持した経緯があり、法済が晩年を雪竇山に隠閑することはそれほど不自然ではないと見られることから、ここにいふ中巖というのが、中若法済のことを指している可能性も存する。そうであるとすれば、円爾が将来した『宗派図』に「中若済」の名が存するのも偶然ではない

ということにならう。ただ、俊蒨の入宋が南宋の慶元五年であることから、仮にこのときまで法済が存命であったとすれば、すでに九〇歳を越える高齢に達していたことになる。

(19) 南明明慧（？） 一一六六

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、明慧は一九番目にその名が載せられている。明慧については『嘉泰普燈錄』や『五燈會元』をはじめとする古い燈史には何らの記載も存していないが、幸いに『天童寺志』巻五「雲蹤攷」に「明慧禪師」として、

師、婺州人。初学「教観」。更衣参「天童宏智禪師」頓悟。住久譽為「首座」。歷「住名刹」、乾道丙戌冬、陞「堂説法真」、白「衆而逝」。

という簡略な記事が存している。さらに清の雍正十一年（一七三三）刊『処州府志』巻一三「人物志」の「仙釈」にも、

明慧、婺州人。政和初、祝髮于遂昌興覚院、初学「天台教」。統初「衲子衣」、参「四明天童山宏智禪師」、頓「悟性宗」、為「首座」。衆請主「報願法席」。未幾、往「南明山」、建「大縁事」、以禪納奔湧。遂撃「曇鉢」、之「永嘉江心龍翔」、駐「錫西堂」。郡守知之、亟請「領」院事、力辞。復「南明山」居息。乾道丙戌冬、結跏趺坐、白「衆而逝」。

とより詳しい記載が見い出せる。また『道光 婺志粹』巻六「繼流志」にも、

明慧、婺州人。政和初、祝髮於遂昌興覚院、初学「天台教」。統初「衲子衣」、参「四明天童山宏智禪師」、頓「悟性宗」、為「首座」。衆請主「報願法席」。未幾、往「南明山」、建「大縁事」、以禪納奔湧。遂撃「曇鉢」、之「永嘉江心龍翔」、駐「錫西堂」。郡守知之、亟請「領」院事、力辞。復往「南明山」居息。乾道丙戌冬、結跏趺坐、白「衆而逝」。見「処州府志」。

とほぼ同様に記されている。これらによれば、明慧は婺州（浙江省）すなわち金華府の人であり、政和年間（一一一一—一一八）の初めに処州（浙江省）遂昌県の興覚院において祝髮得度している。したがって、年齢的には正覚より一〇歳近い年少であったものと見てよく、はじめ興覚院などで天台宗の教観を修めたものらしい。その後、法衣を更めて禪門に投じて明州郵県の天童山景德禪寺に赴き、正覚に参じて禪旨を頓悟しており、久しくして擧されて首座となっている。

その後、明慧は衆に請われて報願寺に入院開堂しているが、ここにいつ報願寺とは明慧が受業した地すなわち処州遂昌県東に存した報願寺のことを指しているものと見られる。光緒三年（一八七七）に刊行された『処州府志』巻九「古蹟志 寺観」の「遂昌県」の項には、

報願寺 果東。陳天建元年建。宋大中初、賜額。元初圯、至正二年、僧文惠重建。明正德間、知果蕭質、令僧募建後殿。復漸傾圯、國朝康熙間、僧森明重建、并建山門。(後略)

と記されており、この寺の簡略な変遷が知られる。報願寺は古く陳の太建元年(五六九)に創建され、北宋の大中祥符年間(一〇〇八—一〇二六)の初めに額を賜っている。『宏智禪師語録』卷五「天童覺和尚真贊」には、

報願慧長老写師像求贊

水秋而清、月寒而明、万機休罷、三際音平。塵消却到法身住、幻起還從仏口生。長天之覆、大地之擎、諸祖与之同道、衆衆与之同行。龜毛払而握豎、兔角杖而膝橫、更無一物借来底、招手憨僧作証成。

という自贊が載せられているが、これは明慧が報願寺に住持した際に師の正覺の頂相を描いて贊を求めたのに対し、正覺が贊を付して与えたものである。

明慧が報願寺に在った期間はそれほど久しくはなかったようであり、その後まもなく南明山に遷住したとされる。南明山とは処州(浙江省)の南明山のことであり、雍正二年刊『処州府志』卷二「寺觀」の「処州府麗水県」の項には、

仏日仁壽寺、南明山、宋乾德三年建、廢

と記されており、同じく光緒三年刊『処州府志』卷九「古蹟志 寺觀」の「麗水県」の項にも、

仏日仁壽寺、南明山、宋乾德三年建。 県志 元至元中燬於火、大德中重建。歲久傾圯、僧達識繕完修葺、復成崇構范銅、為鐘撞之聲。

とあるから、南明山は処州麗水県に存し、寺は正式には仏日仁壽禪寺と称されていたものらしい。この寺は古く北宋の乾德三年(九六五)に建てられ、南明山仏日報恩禪寺とも称したとされ、後には単に南明山仏日禪寺とも呼ばれている。南明山には早くに法眼宗の雲居道斉(九二九—九九七)の法嗣である南明惟宿が住持しており、また雲門宗の雪竇重顯(明覚禪師、九八〇—一〇五二)の法嗣である南明日慎や、慧林宗本(円照禪師、一〇二〇—一〇九九)の法嗣である南明善通などの入山が知られる。さらに明慧が住持する直前には臨濟宗仏眼派の雪堂道行(一〇八九—一一五一)や雲門宗の南明戒通らが化導を敷いている。ちなみに『宏智禪師語録』卷五「天童覺和尚真贊」には、

南明慧長老写師像求贊

髮之白兮蒼山雪寒、眼之冷兮遠水秋瀾。機自転兮夜斗有柄、氣自清兮星河無瀾。谷心聲而亡像、珠受色而不癡。瀟海潮落兮平且淨、天宇雲收兮虛更寬。万化起滅兮默見其端。

という自贊が存しているから、明慧は南明寺に入寺するときも正覺に頂相の贊を請うていることが知られ、報願慧長老と南明慧長老が同一人物であったことが判明する。正覺は自贊の中で老齡に至って頭髮の白くなった自己の姿を詠じていることから、この画贊はすでに正覺の晩年に近い頃の作である。

その後、明慧は衣鉢を携えて温州（浙江省）永嘉県の江心山龍翔禪寺に赴き、掛錫して西堂を勤めている。江心山は永嘉県北の甌江の中洲に在り、一名を孤嶼山ともいい、山の麓には後に禪宗十刹の第六位となつた龍翔禪寺が存している。この寺は南宋初期の建炎四年（一一三〇）に禪刹となり、明慧の法伯に当たる真歇清了（寂庵、悟空禪師、一〇八八—一一五一）が禪刹開山となつており、清了の法嗣である指南道揮（道暉）も住持しており、後には宏智下の石窓法恭の法嗣である江心忍も住持している。『江心志』卷八「疏」には「奉」敕請「真歇了禪師」開山疏、「勸」請了禪師「疏」、「請」真歇禪師「開堂疏」や「請」指南禪師「開堂疏」など清了と道揮に関する記事が収められている。ちなみに、『江心志』卷一〇「祖系」には「真歇清了禪師」につづいて、

指南揮禪師。師幼好道、閉關潛修、故於禪宗、独有淵悟声聞。朝廷住「本山」、紹興三十一年上元日、奉旨開堂。寂光宗常禪師。師道行高絕、復優於才。乾道中、海溢灌城。本山寺屋、壞者幾半。師再建如初、厥功不少。一日沐浴、辭衆而逝。舍利塔、与「前任指南師」俱在「羅浮山」。

という記事が存している。これによれば、指南道揮は紹興三一年（一一六一）に龍翔寺に開堂出世しており、その後、大慧宗杲の法嗣である寂光宗常が乾道年間（一一六五—一一七三）に水害で壊れた伽藍を復興していることが知られる。状況的に明慧が龍翔寺を訪れたのは住持が道揮から宗常に移行する頃と見られ、龍翔寺において明慧が西堂の職を勤めていることを聞き知つた郡守が懇ろに住持として院事を領せんことを請うたが、明慧は固辞してその要請を受けなかつたとされる。江心山を後にした明慧は再び処州の南明山に帰って閑居棲息しているが、乾道丙戌すなわち乾道二年（一一六六）の冬に陞堂して説法し、その後、結跏趺坐して寺内の大衆に別れを告げて逝去したとされる。世寿などは記されていないが、すでに七〇歳近くには達していたものと推測される。

## (20) 能仁中翼

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、中翼は二〇番目にその名が載せられているから、二一番目の石窓法恭とほぼ同時期の嗣法門人であったものと見られる。『宏智禪師語録』巻四「明州天童山覚和尚小参」は「侍者中翼・曇像編」とあり、中翼が曇像という禪者とともに侍者としてまとめたものであり、ほぼ正覚が天童山に住持していた期間の前半期のものを収録していることから、その頃に中翼は天童山で侍者を勤めていたこととなる。その後、中翼が天童山で如何なる活動をなしていたのか詳細は定かでないが、『宏智禪師語録』巻五「天童覚和尚真贊」には、

### 能仁翼長老写師像求翼

行脚句親、住山迹陳、默有<sub>レ</sub>余味、言遺失<sub>レ</sub>真、金甌<sub>レ</sub>響而出礙、玉雕<sub>レ</sub>文以喪<sub>レ</sub>純、胸中器宇、眉底精神、虎生<sub>二</sub>三日食<sub>一</sub>牛氣、海闊万里、吞舟鱗、性得<sub>二</sub>全提鼻<sub>一</sub>、心伝<sub>二</sub>不挂唇<sub>一</sub>、白雪家庭兮独立、腰背之士、紅蕉著局兮普觀、柯爛之人。

という真贊が載せられている。これは中翼が能仁という禪刹に住持した際に師の正覚の頂相を写して贊を求めたのに対し、正覚が自贊を付して与えたものであり、正覚は中翼に対して虎の子の気概を求めている。

ところで、中翼が住持した能仁とは、おそらく状況からして越州（浙江省）紹興府に存した能仁寺のことを指しているものと見られる。この能仁寺については『嘉泰会稽志』巻七「寺院」の「府城」に、

大能仁禪寺、在府南二里一百四步。本晋許詢捨宅、号<sub>二</sub>祇園寺<sub>一</sub>。後廢、至<sub>二</sub>吳越王時<sub>一</sub>、觀察錢儀、復建号<sub>二</sub>円覚寺<sub>一</sub>。咸平六年、從知州事兵部員外郎康職之、請用<sub>二</sub>承天節名<sub>一</sub>、改賜<sub>二</sub>承天寺<sub>一</sub>。政和七年、上后土号曰<sub>二</sub>承天效法厚德光大后土皇地祇<sub>一</sub>、詔<sub>二</sub>天下承天僧寺<sub>一</sub>、皆改爲<sub>二</sub>能仁寺<sub>一</sub>。恭遜<sub>二</sub>后土号<sub>一</sub>也。（中略）靖康内、禪始稍減削、建炎中、興<sub>二</sub>教畫<sub>一</sub>、遂命<sub>二</sub>神霄<sub>一</sub>、復爲<sub>二</sub>僧寺<sub>一</sub>、遷<sub>二</sub>像設<sub>一</sub>於<sub>二</sub>天慶觀<sub>一</sub>、而能仁寺復故。州又有<sub>二</sub>能仁院<sub>一</sub>、故郡人謂<sub>二</sub>能仁寺爲<sub>一</sub>大能仁寺云。

とあり、大能仁禪寺が越州紹興府城南二里一〇四步にあったことを伝えている。この寺は古く晋代の祇園寺に始まり、五代十国のときに觀察使の錢儀が円覚寺として重建している。一時期、北宋末に國家の命で神霄玉清万寿宮に改められたことがあったが、建炎年間（一一二七—一一三〇）には承天能仁禪寺として寺院に復している。ただ、越州内には府城西北三里三三七步にも別に能仁院が存していたことから、これと区別するために州内の人々は能仁禪寺と通称するようになっ

たとされる。この能仁寺には同門の石窓法恭や能仁理も住持しているが、おそらく中翼が住持した後には法恭が住持し、さらに能仁理が住持しているものと見られる。

(21) 瑞巖石窓法恭（石牕叟、一一〇二—一一八一）

石窓法恭については、別に稿を改めて考察することから、ここでは名の上に留めておきたい。

(22) 子靈

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、子靈は石窓法恭につづいて二番目にその名が載せられているから、天童山にて正覚に参学し、その法を嗣いでいるものと見られる。わずかに「宏智禪師語録」巻六「明州天童山覚和尚偈頌」には、

靈上人可塩求燭。

熬煉梁經幾度難、炎炎爐輔裏頭看。可中皓色從來變、直下滄溟吸得乾。力展家風排淡薄、妙將滋味破辛酸。道人意滿期歸也。雪擁茅簷不覺寒。

という偈頌が存しているにすぎず、その足跡は不明である。また子靈が開堂入院した禅刹についても定かでない。

(23) 師儼

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、師儼は三番目にその名が載せられている。「宏智禪師語録」巻五「天童覚和尚真贊」は侍者師儼の編になるが、その冒頭には、

真精進而離妄、法供養以無疵。妙莊嚴以從緣、慧方便而不縛。毘盧性空而智身了了、普賢毛孔而法界重重。仰之高、鑽之堅、涅不繼、磨不磷。珊瑚瀛海、夜潮飲其光明、蒼蘆叢林、春律洗其寒色。奇物蝶翻平夢、截流鷗赴于盟。四明玲瓏巖寺、束篋住山幾三十年、衆集食貧、躬出持鉢、仍承化士、循乞以供。写幻儀、須郵語、隨処見人得。助談柄、僧編欲刻、家醜莫揚。且夫、知之者愚、言之者失。祖証明之親到、仏開演之恐迷。面壁燈聯、心空光發。神游其奧、靈豐自照而體虛。道得其全、懸風若存而用細。鼻孔車載不起、舌頭鉗拔不伸。祖意窮而通、仏事光而備。劍揮空而縱橫出礙、珠受影而趣舍相隨。雲鳥無章、風鈴自韻。秋蟲之語、木蠹之文、相伝仏選器同、向道宗全說半。比丘師儼請為之引。

紹興二十七年夏安居日、正覚書。

という正覚が記した序文が存している。これは正覚が最晩年に当たる紹興二十七年（一一五七）の夏安居の時期に記したものであり、それによれば、師儼が「天童覚和尚眞贊」をまとめて師の正覚に序文を請い、正覚がこれに応じたものであることが知られる。紹興二十七年の当時、師儼が侍者であったのか、すでにかなりの職位を勤める存在であったのかは定かでないが、師儼は正覚の晩年に近い嗣法門人であったと解せられる。ただ、残念なことに師儼が開堂住持した禪刹に関しては定かでない。

#### (24) 師全

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、師全は二四番目にその名が載せられているから、正覚の天童山における晩年に近い嗣法門人であったものと見られる。ただ、『宏智禪師語録』を通してほかに師全に関する記事は存しておらず、その開堂出世した禪刹なども定かでない。

#### (25) 浄居覚照

「宏智禪師妙光塔銘」によれば、覚照は二五番目にその名が載せられている。『宏智禪師語録』巻五「天童覚和尚眞贊」には、

浄居照長老写二師像一求レ贊。

真乘無門兮仏道同、面壁有句兮祖祖心空。静居二方外一、智入二環中一。借レ功明二寂照一、借レ伴入二樊籠一。十方周匝、三世混融。刹刹塵塵齊説レ法、見聞互換自相通。

という眞贊が載せられている。これは覚照が浄居という禪刹に住持した際に師の正覚の頂相を写して贊を求めたのに対し、正覚が自贊を付して与えたものである。したがって、覚照が浄居寺に開堂出世したのは正覚の生前中のことにならう。ただし、覚照が住持したとされる浄居寺についてはその所在地が定かでない。

当時、著名な浄居寺としては温州に浄居寺が存しているものの、その住持者として楊岐派（仏眼派祖）の龍門清遠（仏眼禪師、一〇六七—一一二〇）の法嗣である尼慧温や、楊岐派（大慧派祖）の大慧宗杲の法嗣である尼妙道（定光大師）および尼慧温の法嗣である尼無相法燈などが挙げられるが、何れも尼僧であることから温州の浄居寺は尼寺であったことが判明

する。仮に覚照がこの寺に住持したとすると、覚照は尼僧すなわち女性であったことになるが、詳しいことは定かでない。

ただ、状況的に覚照が住持した浄居寺は、比較的到天童山の近隣にあったと解するのが自然であろうから、『敬止録』巻二六「寺観考一 城中」に、

奉聖院。延祐志云、在西北隅衍慶坊、旧号「浄居禅院」。唐天祐三年建。大中祥符元年、賜「奉聖額」。嘉定十三年火。重建。至元十九年火。重建。

とある明州府城西北隅の衍慶坊に存した奉聖院がもと浄居禅院と称していたことが知られるから、あるいはこの禅刹が該当するのではなからうか。

## (26) 法海

「宏智禅師妙光塔銘」によれば、法海は最後の二六番目にその名が載せられている。「宏智禅師妙光塔銘」に載る嗣法門人としては最後に載せられていることから、正覚の天童山における門人としてはもっとも若い禅者に属していたものと見られる。「宏智禅師語録」巻六「明州天童山覚和尚偈頌」には、

海上人知浴求<sub>レ</sub>頌。

温温氣象半篙津、匏杓調和冷煖勻。直得通身渾是水、端知赤肉了無塵。風埃面目揩磨淨、丘壑形骸洗濯春。妙触宣明仏子住、首楞嚴会有<sub>レ</sub>斯人。

という偈頌が存しており、これは天童山で知浴（浴主）の職位を勤めていた法海が頌を求めたのに対し、正覚が付与したものである。ただ、法海が何れの禅刹に住持したのかは定かでなく、仮に開堂出世したにせよ、それはおそらく正覚の示寂前後のことであったものと見られる。

## (27) 石門清涼法真

法真は正覚の門下では幾分か名の通った禅者であったと見られるが、なぜか「宏智禅師妙光塔銘」には名が載せられていない。『嘉泰普燈錄』巻一三「襄陽府石門清涼法真禅師」の章には伝記的な記述としてわずかに「劍門人也。後住「万寿」とあり、『五燈会元』巻一四「襄州石門清涼法真禅師」の章には単に「劍門人也」と記されるにすぎない。また「仏祖宗派

総図』には「明州天童宏智正覚 隰州李氏」の法嗣として「襄州石門查梨真 劍州人」と記されている。また清涼あるいは查梨というのは法真の道号とも見られるが、正確なところは定かでない。法真の出身地は劍門または劍州（四川省）すなわち現今の劍閣県とされるが、俗姓などは伝えられていない。ただ、劍門の人であったことから、清代初期に臨済正宗の文書通辭（一六一〇—一六九三）が編集した蜀（四川省）出身の禅僧の燈史である『錦江禅燈』巻五にも「襄州石門清涼法真禅师」の章が収められており、一九九二年六月に成都出版から刊行された『巴蜀禅燈録』の「曹洞宗」にも青原下一四世として「清涼法真（南宋人）」の項が立伝されている。劍州にはすでに述べたごとく法兄の鳳凰世剣が正覚の高弟として早くに化導を敷いていることから、あるいは法真はもともと世剣の門人として出家し、蜀僧として長江を下って浙江に到り、天童山の正覚のもとに投じたものかも知れない。天童山に投じて門下に連なつたのも正覚の晩年に近い頃であつたのではないかと推測される。『宏智禅师語録』巻五「天童覚和尚真贊」には、

真首座写<sub>レ</sub>真求<sub>レ</sub>贊。

覚海元澄、性天廓平。耳眼空更遠、息氣細而清。露寒斗濕、秋淡河橫。叢林底去就、百草頭光明。蛾眉之月兮三千刹海、羊角之風兮九万雷程。肚皮參飽、肝膽老成。揮斤容易甚、器受太難生。為<sub>レ</sub>爾一<sub>レ</sub>斷<sub>二</sub>鼻<sub>一</sub>、從教四望人驚。

という自贊が伝えられており、正覚が法真に対して書き与えた自贊と見られる。これによれば、天童山で首座を勤めていた法真が正覚に頂相を呈して贊を求めたのに対し、正覚が自贊を書して授与していることが知られ、正覚は蜀僧の法真に対して蛾眉山の月を譬えに引いている。

すでに述べたごとく、「宏智禅师妙光塔銘」には法真の名が載せられていないことから、法真が開堂出世したのは、「宏智禅师妙光塔銘」が撰されてより後のことであつたものと見られる。法真が住持した襄陽府（湖北省）の石門寺については、光緒二年（一八八五）刊行の『襄陽府志』巻五「古蹟 南漳県」に簡略ながら、

石門寺、旧為乾明寺。在<sub>二</sub>東北四十里<sub>一</sub>。峰巒秀麗、前後左右、為<sub>二</sub>龍鳳獅象之形<sub>一</sub>、内有<sub>二</sub>筍石<sub>一</sub>。

とあり、『湖北通志』巻一八「輿地志・古蹟 寺觀」の「南漳県」にも、

石門寺、在<sub>二</sub>東北四十里七里山<sub>一</sub>。唐為<sub>二</sub>鎮国禅院<sub>一</sub>、宋改<sub>二</sub>乾明寺<sub>一</sub>。峰巒秀麗、前後左右、為<sub>二</sub>龍鳳獅象之形<sub>一</sub>。寺内有<sub>二</sub>筍石<sub>一</sub>。明天順時重建、清康熙中重修。

と記されている。襄陽府南漳県北四〇里の七里山（鳳凰山）に存した石門乾明禅寺は唐代に創建された古刹であり、五代から北宋初期に曹洞宗の石門蘊猷（猷蘊とも、大哥和尚）や石門慧徹、臨済宗の石門蘊聰（慈照禅師、九六五—一〇三三）らが住持しており、南宋初期には法真より先に芙蓉道楷の法嗣である石門元易（一〇五三—一一三七、または一〇七三—一一五七）が化導を敷いたことが知られる。

また『嘉泰普燈錄』では、法真が石門寺の後に万寿寺に住持したとされるが、ここにいう万寿寺とは燈史の一般的な記述に従えば、蘇州（江蘇省）の万寿報恩光孝禅寺のことを指しているものと見られる。『正徳姑蘇志』巻二九「寺觀上」には在城の寺院として、府治東北の万寿寺の東南に存した東禅教寺の記事が載せられているが、東禅教寺の一角に寧寿庵があり、

寧寿庵、在城東南隅。宋淳熙間、僧法真建。

と記されている。蘇州府城の東南隅、府治東北に存した寧寿庵は淳熙年間（一一七四—一一八九）に法真によって創建された塔頭であったことが知られる。ここにいう法真は近隣の万寿寺との関わりや時期的なことを考慮すると、宏智門下の法真であった可能性が高いであろう。

『嘉泰普燈錄』には法真のことばとして、

上堂曰、柳色含煙、春光迥秀、一峰孤峻、万卉爭芳、白雲淡泞已無心、滿目青山元不動、漁翁垂釣一溪寒、雪未曾消、野渡無人、万古碧潭清似鏡、實中有主、拄杖橫挑日月輪、主中有實、踏破草鞋赤脚走、直得實主互頭、殺活自由、理事混融、正偏不滯入荒田、不揀信手拈來草、且道、如何委悉、塵中雖有隱身術、爭似全身入帝鄉。

という曹洞宗旨を踏まえた上堂が伝えられており、『五燈会元』巻一四「襄州石門清凉法真禅師」の章などもこの上堂を載せるのみである。

(28) 光孝了堂思徹（徹白頭、？ 一一七二？）

思徹は正覚の門下ではかなり名の通った禅者であったよつであるが、なぜか「宏智禅師妙光塔銘」にはその名が載せられていない。また思徹については『嘉泰普燈錄』巻一三「慶元光孝了堂思徹禅師」の章や『五燈会元』巻一四「明州光孝了堂思徹禅師」の章などが存しているが、残念ながら伝記的な記述は存していない。『仏祖宗派繪圖』にも「明州天童宏

智正覚 隴州李氏」の法嗣として「明州広孝思徹末上」と記されているにすぎない。ただ、幸いに『叢林盛事』巻下「石窓恭禪師」の項に、

有<sub>レ</sub>徹白頭者、三衢人、与<sub>レ</sub>恭同出<sub>二</sub>宏智門<sub>一</sub>。操履孤潔、不与<sub>レ</sub>世接。嘗與<sub>二</sub>實於太白<sub>一</sub>。妙喜見<sub>二</sub>大俊敏<sub>一</sub>、私喜<sub>レ</sub>之、以<sub>レ</sub>計誘<sub>二</sub>其過<sub>二</sub>玉几<sub>一</sub>。徹兼<sub>レ</sub>志不<sub>レ</sub>渝、竟依<sub>二</sub>老宏智<sub>一</sub>。乾道初、恭欲<sub>レ</sub>羅<sub>レ</sub>籠<sub>レ</sub>之、以<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>禪、退<sub>二</sub>明之報恩<sub>一</sub>、与<sub>レ</sub>之出世。住<sub>二</sub>二年<sub>一</sub>、四方龍象每<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>之。然徹竟<sub>レ</sub>嗣<sub>二</sub>宏智<sub>一</sub>。恭以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>樂、徹亦不<sub>レ</sub>郵。後遷<sub>二</sub>婺之華嚴<sub>一</sub>、將<sub>レ</sub>發而示寂。臨<sub>レ</sub>行書<sub>二</sub>遺偈<sub>一</sub>云、当陽一句、更無<sub>二</sub>回互<sub>一</sub>、月落<sub>二</sub>寒潭<sub>一</sub>、烟迷<sub>二</sub>古渡<sub>一</sub>。是真得<sub>二</sub>洞上之宗<sub>一</sub>。惜<sub>二</sub>其不<sub>レ</sub>久住<sub>二</sub>世間<sub>一</sub>耳。

という記事が存し、法恭が明州府城の天寧報恩光孝禅寺を退くのに際して、住持職を法弟の了堂思徹に譲っている逸話が伝えられている。これによれば、思徹は三衢すなわち衢州（浙江省）常山県の北の人で、法恭と同じく正覚の門に輩出した法弟であり、了堂という道号のほか、鬚髪が白かったことから徹白頭の異名を有し、生来、孤高潔癖で世と接することを好まなかったと伝えられる。

正覚晩年の門人であった思徹が天童山において典實（知客）の職を主っていた折に、思徹の俊敏さに惚れ込んだ大慧宗杲（字は妙喜）が自らの法嗣にたく計をもつて阿育王山に誘ったことが存したらしい。宗杲が阿育王山に住持したのは紹興二十六年（一一五六）の年末のことであるが、このとき宗杲を阿育王山の住持に推挙したのは正覚であるから、両者が相見した際、思徹は正覚の命で典實として宗杲を接待する役を勤めたのであろう。しかし、思徹はこのとき宗杲の誘いをきっぱりと断わり、その志を守つて天童山の正覚の席下を離れることはなかったといふ。

天童山の正覚が紹興二十七年一〇月に示寂して後の思徹の活動は定かでないが、しばらくの間は法兄の石窓法恭の席下に留まっていたものらしい。乾道年間（一一六五—一一七三）の初めに、明州府城の天寧報恩光孝禅寺の住持であった法恭は思徹を席下に留めて自らの法嗣にしようと考えていたらしく、乾道六年（一一七〇）に報恩光孝禅寺を退く際に、後席を思徹に譲つて開堂出世せしめている。『攻媿集』巻一一〇「瑞巖石廳禪師塔銘」によれば、

隆興改元、趙公侍郎、出守<sub>二</sub>四明<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>主<sub>レ</sub>報恩<sub>一</sub>。兵燹之余、前人相繼興造、凡<sub>レ</sub>所未<sub>レ</sub>備者、如<sub>二</sub>鐘經<sub>一</sub>二台等处<sub>一</sub>、皆師所<sub>レ</sub>建、軒敞宏大、遂<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>一城闕若<sub>レ</sub>冠<sub>一</sub>。乾道六年、退居<sub>二</sub>小溪之影聖<sub>一</sub>。

とあるから、思徹が報恩光孝禅寺に開堂出世したのは、時期的に法恭が報恩光孝寺を退いて鄞県西南の小溪の影聖院に赴く際のできごとであったことにならう。「宏智禪師妙光塔銘」に思徹の名が存しないのも、その出世開堂が遅く、周葵が

「宏智禪師妙光塔銘」を撰して後、一〇数年を経た時点であつたことによるわけである。

ところで、思徹が住持した明州の報恩光孝寺については、『宝慶四明志』巻一一「郡志」の「寺院 禪院」に、

報恩光孝寺、子城西四百步。在唐爲國寧寺、大中五年置。皇朝崇寧二年、詔改崇寧万寿禪寺、遇天寧節、賜紫衣・度牒各一道。政和元年八月七日、勅改天寧万寿。紹興七年、改報恩公孝禪寺、是年又改今額、專一充追崇徽宗皇帝道場。有鉄塔、建隆間、康憲錢公德所建。又有深沙神、初自奉化之岳林寺、編舟載、至太平興國寺、繼徙本寺之西廊。蓋工人黃百藝極雕刻之巧、而爲之者常見光明、雀鳳俱眞、敢近。建炎間、寺燬於兵、而深沙神之屋、歸然独存。瞻奉者愈加敬也。常住田二千百五十九畝、山二百六十畝。

とあり、南宋初期に徽宗（一〇八一—一三六）を追崇する道場の一つとして機能を果たしたことが知られ、寺内には鉄塔も聳えていたとされる。建炎年間（一一七一—一一三〇）に深沙神をまつる堂屋を残して伽藍のほとんどが兵火に焼け落ち、兵乱の最中に毀れた伽藍をその後の住持が相繼いで修復してきたとされる。ちなみにこの報恩光孝禪寺には思徹が入寺する以前に、曹洞禪者として法恭のほかにも法兄の自得慧暉が住持しており、思徹の後にも真歇派の足庵智鑑などが住しているから、当時、曹洞禪者ゆかりの禪刹であつたものと見られる。思徹は報恩光孝寺に住すること二年、四方の龍象がその風を慕つて参集したとされるが、思徹は結局のところ法恭には嗣がらず、正覺に嗣承香を炷いている。法恭としてはこれを好ましく思わなかつたようであるが、思徹は何ら憂うことがなかつたと伝えられる。

その後、思徹は婺州（浙江省）金華の華藏禪寺に遷住することになつたものの、まさに新任地に赴かんとするときに示寂したとされる。ただし、『万曆金華府志』や『康熙金華府志』などの寺観の箇所を見ても、婺州に華藏寺という禪寺が見出せず、あるいは常州無錫の華藏禪寺のことを指しているのかも知れない。状況からして思徹が示寂したのは乾道八年（一一七二）頃のことになるうか。思徹は遷化するに臨んで、「当陽の一句、更に回互無し、月は寒潭に落ち、烟は古渡に迷う」という四言四句の遺偈を書しており、曹洞禪者として五位思想に精通していたさまを知ることができる。『叢林盛事』の編者である黄龍派の古月道融は、「是れ真に洞上の宗を得たり。其の久しく世間に住せざるを惜しむのみ」と記しており、思徹が正覺や法恭に学んで真に洞上の宗旨を得た人であつたが、その久しく世間に住しなかつたのを惜しんでいる。おそらく思徹が若くして示寂したことは法兄の法恭にとつても辛いものがあり、宏智門下のその後の展開にも大きな影響を及ぼしているものと見られる。

また幸いに『嘉泰普燈錄』の思徹の章には、

上堂曰、羊頭車子推明月、没底船兒載曉風。一句頓超情量外、道無南北與東西。所以、劫前消息、非口耳之所傳、格外真規、豈思量之能解。須知、仏仏祖祖、了無一法為人、子子孫孫、直下全身荷負。既已万機覆削、自然一糝不留。湛湛之波、碧水冷涵。於秋色、靈靈之照、曇天淨洗於冰輪。宛轉兼帶、叶通兼帶、夢手推開玉戶、飄身撥動機輪。正令纒行、又見一陽萌動化功密運、俄驚三世變遷。雖則默爾無言、爭奈熾然常說、無遷無變。今朝拈置一辺、有故有新。且道、如何話會。諸人還委悉麼。羣陰消剥尽、來日當書。

という書雲（こゝでは冬至か春分）の前日になした一上堂が伝えられており、『五燈会元』などの思徹の章もこの上堂を載せるのみである。これは報恩光孝寺における上堂であろうが、わずか二年にすぎなかつた思徹の住持期間に関する貴重な資料ということになる。上堂には曹洞宗の五位思想を踏まえて空劫已前の消息を述べる思徹のありようが示されている。

## (29) 能仁 理

『嘉泰普燈錄』卷三の目錄に「已上機語未見」として、紹興府能仁理禪師の名が載せられている。法諱の上字が不明であり、この人も「宏智禪師妙光塔銘」にその名が載せられていないことから、出世開堂はかなり遅かつたものと見られる。『仏祖宗派總圖』には「明州天童宏智正覺 隰州李氏」の法嗣として「越州能仁理禾」と記されている。能仁理が住持した紹興府の能仁寺とは越州（浙江省）紹興府の府城南二里一〇四歩に存した大能仁禪寺のことであり、すでに中翼の箇所で触れており、ほかに石窓法恭もこの寺に住持したことが知られる。

## (30) 千仏子原（？） 一一七八（？）

「宏智禪師妙光塔銘」や燈史にもまったく載せられていない正覺の法嗣として子原という禪者の存在が知られている。すなわち、大慧派の北磻居簡（敬叟 一一六四—一二四六）の文集である『北磻集』卷三の「千仏院記」によると、

距余故廬未遠一舍、県曰東閩、県之西岡阜秀整、龍矯鳳闐、一峯橫溪、陰作怒貌、狀轟石飛、峙其上層、出千仏、莫知幾何年。巖間有刻、漫不可讀、里社禱水旱禳疵癘、如響答。慶曆二年、彭氏造殿舍、号壽聖院。某年月日、改広福。子原者、張氏子、蚤穎異、走南方叩耆宿、執侍天童宏智禪師。爰得其旨、沈潛燕默、以晦其所、有、余四五歲時、大父行輩指以

示余曰、是有道者也。創大閣於淳熙丙戌、擬内院以奉慈氏、垂成而死。法会実終之、慶元庚申、散新聞以訖、旧殿之千二百  
 応真輪奐、与原所創價局、無何而会亡。紹甲攀緒役、然後大備、而閣翼然、煙霏間与深山相嶺。晷補空缺、而采粹爽、部勒  
 一丘壘、鍾英毓華、豈独秀為人。文抑又以境撰人、起其所固有之善、油然而心初、善益善、惡罔敢不悛。此原之志、而会  
 与円之善巧。会之徒了因、訪孤山南巖隱居、言其詳、而請紀述、故書之。余老矣、浩然有登樓之思、尚須杖策、倚檻遐眺、  
 幽尋援毫而賦。賦罷而歌以些。原与会而与円、相勞苦。

という記載が存している。これによれば、澶州（四川省）東閣県の千仏院に住持した子原という禅者が正覚の門人であつたことを伝えている。千仏院は県の西に存し、後に寿聖院さらに広福院と改められている。子原は同県の人で俗姓を張氏といい、若くして南遊して諸師に参じた後、天童山の正覚に参じて領悟したとされる。おそらく子原は正覚の晩年の門人であつたものらしく、正覚の門を離れて後は、深く身を隠してその所を晦まし、郷里東閣県の千仏院に化導を敷いていたことが判明する。澶州通泉の龍氏（王氏とも）の出身であつた居簡は、四・五歳の頃すなわち乾道三年（一一六七）かその翌年の頃に大父（祖父）が子原のことを「是れ有道の者なり」と称えていたのを聞いたとされる。おそらく「宏智禅師妙光塔銘」の撰者である周葵は子原の存在を知らなかつたものであり、居簡の「千仏院記」によつて辛つじて子原は禅宗史上に名を残すことができたわけである。

ただし、「千仏院記」では「淳熙丙戌」に作るものの、淳熙年間に丙戌の年がなく、丙戌であれば乾道二年（一一六六）となり、淳熙年間（一一七四—一一八九）の戊年であれば淳熙五年（一一七八）に当たるが、子原は大閣の内院に慈氏（弥勒）を奉るうとして、その完成を待たずに示寂したとされる。子原の事業は法会さらに紹円と受け継がれたとされるが、法会や紹円が子原の法を嗣承した禅者であつたか否かは記されていない。また「千仏院記」を居簡に依頼したのは、法会の徒の了因であつたとされる。ちなみに「物初贍語」巻二四「北磻禅師行状」によれば、居簡は広福院の円澄に就いて得度を受けて淳熙十一年（一一八四）二二歳まで随侍したものであつたらしいが、円澄が子原と如何なる関わりを持つ禅者であつたのかについては定かでない。

## おわり

以上、南宋初期に活躍した宏智正覚の嗣法門人について詳細に検討を加えてみたわけであるが、ほかにも『宏智禅師語

録』卷五「天童覚和尚眞贊」に「祖印漸長老写師像求贊」「能仁仁長老写師像求贊」として載る祖印漸や能仁仁なども開堂出世した法嗣の一員に加えてよい門人である。当時、彼ら正覚の高弟たちは江南から四川に及び各地に在つてそれぞれに曹洞宗旨を挙揚しており、かなり重要な活動をなした人も存しているが、その多くは禅宗燈史に名が載せられていないが、載せられていても名のみで無録の人々である。

法嗣の出身地についても定かでない人が大半であり、住持地の判明していない人もかなりに及ぶ。ただ、初期の高弟では徽州(安徽省)の闍庵嗣宗や陝府(河南省)の法智、劍州(四川省)の世釗など、北宋末期の動乱期にかなり広範圏の地から門人が参集していたことが知られる。その後は劍門(四川省)の法眞や潼州(四川省)の子原など蜀僧の例も存しているものの、越州(浙江省)会稽の自得慧暉、台州(浙江省)天台の法為、真州(江蘇省)儀真の正光、婺州(浙江省)の明慧、明州の石窓法恭、衢州の了堂思徹など、多くは浙江・江蘇の出身者によって占められるようになっていく。

一方、わずかに判明した宏智門下の人々の活動地を整理してみるならば、浙江地内で活躍した人がきわめて多く、明州翠巖寺・雪竇山の闍庵嗣宗、秀州金粟寺の法智、明州保福院の信悟、明州仗錫山・天童山の法為、明州普陀山・万寿寺・吉祥寺・雪竇山と杭州淨慈寺の自得慧暉、明州阿育王山の了黙、明州広慧寺の法聡、明州保福院・雪竇山の清萃、台州天台山万年寺・国清寺と衢州烏巨寺の正光、処州報願寺・南明寺の明慧、越州能仁寺の中翼、越州光孝寺・能仁寺と明州光孝寺・彰聖寺・瑞巖寺・雪竇山の石窓法恭、明州淨居院(奉聖院)の覚照、明州光孝寺の了堂思徹、越州能仁寺の能仁理となり、とくに高弟の大半が明州を拠点に化導を敷いたことが判明する。

このほかに江蘇では常州善権寺の闍庵嗣宗、常州善権寺の法智、真州天寧寺・長蘆寺の道琳、建康保寧寺の師秀、常州善権寺の中岩法済、蘇州万寿寺の清涼法眞があり、浙江について拠点としていたことが判明する。安徽ではわずかに泗州普照寺の闍庵嗣宗の活動が知られる程度であり、湖北では随州大洪山の法為、襄州石門寺の清涼法眞の存在が知られ、四川では劍州鳳凰山の世釗と、潼州千仏院の子原が知られる。

また正覚の法嗣の中には大慧宗杲と関わった人が多いのも特徴的である。闍庵嗣宗は宗杲から贊を受けたとされ、法為は宗杲の推挙で正覚の後席を継いで天童山の第一七世となっている。了黙は宗杲の前の阿育王山の住持と見られ、師秀は宗杲から仏祖贊を得ている。また清萃は宗杲と正覚が相対している画像を呈して宗杲より贊を得ている。了堂思徹は知客として宗杲を接待した際に、宗杲が自らの門下にたく計りことをなしたとされる。子原は大慧派の北禪居簡が有道の

人として敬慕する存在であつたとされる。東洋文庫所蔵の四卷本『大慧普覚禪師普説』卷二の「方敷文請普説」には、

禅和家、若信三決定有二妙悟一、便来三這裏二參一。若信二悟是枝葉一、却住三別処二參一。妙喜不レ瞞レ人。這裏隣峰有三天童和尚一、是第一等宗師。  
 自家行脚時、他已立僧了。又有二出世高弟一在三這裏二。但你去問レ他。若總道二悟是枝葉一、我敢道、他也是箇瞎漢。

という記事があり、正覚の推挙で阿育王山に住持していた宗泉のもとに諸寺に出世していた正覚の高弟がしばしば訪れていたらしい消息が伝えられている。宗泉は正覚の立場を「悟は是れ枝葉」とする禪と捉え、「決定して妙悟あり」とする自らの立場とは相容れないものと規定しているが、正覚を第一等の宗師として認めている。しかも両者のそんな立場の相違を踏まえながら正覚の高弟が宗泉のもとに参じているわけであり、交流自体はかなり深かったものと見られる。

ただ、正覚の門下において曹洞宗旨が如何に挙揚されたのか、黙照禪がどのように継承されたのかは、闍庵嗣宗・法智・自得慧暉・石窓法恭などの例を除いて、他の法嗣については資料の不足から何ら判然としないのが惜まれる。

